

民権論の転換——戊戌前後の梁啓超

藤 井 隆

(受付 2000年5月10日)

0. はじめに

周知のように、梁啓超は戊戌政変以前から、変法の重要な項目として民権を興すことを主張していた。彼にとって民権の伸張は単なる変法の一側面ではなく、それこそ変法の眼目とも言うべき重要性を持っていた。政変によって日本への亡命を余儀なくされた後も、民権論は彼の主要な政治主張でありつづけたのであるが、日本でのいわゆる西学を吸収することによって、その「民権」概念そのものが少なからぬ変化を遂げていく。本稿では梁のかかる民権論の戊戌前後を中心とした変化を検討する。

戊戌以前の梁の主要な変法論説である『変法通議』には「民権」なる語は一ヵ所も現れておらず、彼の民権論は、湖南時務学堂の中文総教習として長沙に赴任してから盛んに主張されることになる。しかしこのことは、上海時代の梁が民権を興すことの重要性をまだ十分に認識していなかったということを必ずしも意味しない。むしろ、光緒帝に働きかけることによる「上からの」改革を指向していた梁が、あからさまに民権を主張することを忌避するいわば戦略的判断が働いていたと考えられる。例えば『戊戌政変記』によると、1898年4月28日（旧）に康有為が頤和園仁壽殿にて光緒帝に召見せられた際に、光緒帝は「朕の権はこれを去るあたわず」と述べたとある。以下にも見るようく民権の伸張が君権の制限に通ずることに鑑みれば、光緒帝に働きかけるにあたっては正面から民権を主張することを避けたということも十分に考えられるのである。

上海で時務報を運営していた当時、『変法通義』にこそ民権に関する主張が表れていないものの、梁のその他の論説にはすでに民権の伸張を重要課

題とする記述が見られる。前稿（拙稿「梁啓超の変法論と三世説」『広島修大論集』第40巻第1号所収。以下これを「前稿」と呼ぶ）でも見たように「論君政民政相嬗之理」で、彼はいわゆる政体三世説に基づいて、中国もまた民主政へ移行すべきことを主張している。また『西学書目表後序』において、

三代以後、君權は日に益々尊ばれ、民權は日に益々衰えた。中国を弱体化させた根本原因として、その罪が最も大きいのは秦始皇、元太祖、明太祖であることを知るべきである。

と述べている。

『変法通議』における改革プログラムの中心は科挙改革であった。科挙改革が必要である所以は、科挙制度のもとでは新しい時代に対応できる官吏を調達することが構造的に困難であることがあるのだが、梁によれば新しい人材に求められるものは「智」である。

近百年間、ヨーロッパのコーカサス族は、機器を製造することによって国を滅ぼし、通商に借りて地を開き、地球上の9割の土地を統括するにいたった。智の強さである。世界の運は乱から平へと進み、勝敗の要因は力から智へと移っている。故に今日自強を言うならば、民智を開くことをもって第一義となすのである。

「民智を開く」ことが重要であるのは、現代が力ではなく智によって強弱が決する時代であるという認識によるのであるが、そればかりでなく、梁にとって、民權は民智と極めて密接な関係を有している。そのことを見るために、我々は当時の梁が「民權」または「權」をどのような意味を持つ概念として捉えていたかについて分析しておく必要がある。

1. 戊戌以前の「民權」

熊月之は、清末における「民權」なる語の初出として郭嵩燾の1878年の

日記を挙げている¹⁾。さらに1890年初刻の黃遵憲『日本国志』には日本の自由民権運動を紹介する記述が見え²⁾、90年代に入るといわゆる変法論者たちの言説の中に民権という語が頻繁に現れるようになる。

「民権」という語は明治日本においては、箕作麟祥が民法典の編纂の際に“Droit civil”の訳語として作ったと述べているが、それより以前にも津田真道が『泰西国法論』第7篇すでに用いている³⁾。この新しい日本語である「民権」なる語が、黃遵憲らを経て清末中国へもたらされたということは十分に考えられるが、そのこと自体はさして重要ではない。注意すべきことは、日本においても中国においても、「民権」という語はほとんどの場合において、議院開設の要求という文脈で用いられ、その際この語は「人民の政治参加の権利」を表す概念となっているという点である。つまり当時の人々が「民権」という語にこめていた意味は、少なくとも“Droit civil”（市民的権利）なる概念の有する意味とは極めて大きな開きがある。

この時期の梁啓超における「民権」概念もそうした一般的傾向の枠を出るものではないが、以下に具体的な例を挙げつつ、彼の「民権」概念の特徴を見ておこう。

まず第1に、「民権」は「君権」に対立する概念である。言うまでもなく、「君」と「民」とは対立概念であって、日本とは異なり身分的存在としての「臣」の伝統の希薄な中国にあって、君でも民でもない人間は原則として存在し得ない。天子としての君以外はみな天の蒸民なのである。そして先に挙げた梁の「君権は日に益々尊ばれ、民権は日に益々衰えた」という文に見られるように、このことは君権と民権のゼロサム的関係の認識に結びつきやすい。民の権は君の権と対立関係にあるという認識のもとには、「権」の総和を君と民に配分するという認識モデルがある。したがって民権を興

1) 熊月之『近代中国民主思想史』参照。

2) 『日本国志』の完成は1887年5月とされる。張偉雄『文人外交官の明治日本』参照。

3) 江村栄一編『自由民権と明治憲法』

すことは必然的に君權を制限することを意味する。しかしながらこのように君權と民權が対立する関係にあるということは、他方では民權は君權を前提とするということでもある。言いかえれば君權がなければ民權もまたありえない。熊月之も指摘するように、民權の構想は民主制や共和制とはしばしば相容れず、むしろ立憲君主制にこそ親和的なのである⁴⁾。すでに見たように、当時の梁は三世説を政体の変遷に結びつけ、多君為政→一君為政→民為政という移行を必然とみなしたうえで、現在の中国を一君為政の段階とし、今後民權を興すことによって数十年後には中国も民主の国に移行すると考えていた。

民主はもとより救時の善図ですが、現在はまだ民の義が講じられていないので、先ずは君權を借りてこれを（民權へと）移すほうが良いでしょう。かの（孔）教を主張する人々の意図もここにあるのです⁵⁾。

すなわち、政体の赴くところは究極的には民為政つまり無君の政であるが、民為政なるシステムと民權とは必ずしも一致しない。梁は民為政をまた「民主の局」とも述べているが、民權と民主との概念的相違は当然のこととして理解していた。この点でP.ホワンがこの時期の梁の民權論について、「『民權』と『民主』をともに『支配者の權威』との対照という点で互換可能なものとして用いていた」という記述は妥当でない⁶⁾。梁はこの後、より明確に君權と民權との親和性について語るようになるのだが、それには後に見るよう日本亡命後に民、君、國の3者の関係について新たな認識を獲得する事が必要であった。

次に、「民權」はまた「智」と密接な関係をもつ概念である。康有為や嚴復など梁の周囲の人々はみな一様に民智を開くことの重要性を主張してい

4) 熊月之前掲書緒論および第4章、とりわけ153頁以降参照。

5) 「與嚴幼陵先生書」

6) Philip C.Huang, Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism P. 29。なおホワンは厳復あて書簡の上記の部分の「民義」を誤って *min-chu* と引用している。

る。厳復は周知のように自強の根本策に「鼓民力，開民智，新民德」を挙げているし，康有為には，「『智』の発達による人類進化」の構想が見られる⁷⁾。梁啓超も科挙改革の目的として民智を開くことを主張していることはすでに見たが，ここで重要なのは，梁が智と権とを結び付けている以下のような記述である。

権は智より生ずる。一分の智があれば一分の権があり，六七分の智があれば六七分の権があり，十分の智があれば十分の権がある。

この故に権は智に依存する。昔，民権を抑圧しようとすれば必ず民智を塞ぐことを第一義とした。今日，民権を伸長させようとすれば必ず民智を広くすることを第一義とする⁸⁾。

「権は智より生ずる」という命題はまさしく梁が民智を開くことを急務とみなす根拠をなしている。この命題は，民権を興すために，そのよって来るところの民智を開くことが急務であるという，「啓蒙」の必要性を根拠づけると言う積極的意味をもつとともに，権の大小が智の増減によって伸縮するという観念にも結びつく。このような権は，政治に先行し優先する基底的条件としての「自然権」とはおよそ無縁である。

ところでこのように権と智を関連付けるとき，梁は以下のような事態を例として挙げている。ある国（A国）が他国（B国）に滅ぼされる際の状況を三種類に分ける。第一はA国の人々の智がB国の人々の智と同程度の場合。このときA国は滅んでもA国の人々の権は滅ばない。アイルランドの場合が

7) 康有為は『康子内外篇』のなかの諸篇において，人と禽獸の最大の相違が智の有無であるとし，人には智があるからこそ飲食，宮室，衣服，礼樂，政事，文章，倫常，義理が生まれると述べる。「ただ智のみが万理を生ずる」（仁智篇），「万億人の脳を合することで智が日に生まれ，億万世の脳を合することで智が日に益々生まれ，そこにおいて理が生ずる」（理氣篇）など。なお坂出祥伸『康有為　ユートピアの開花』87頁以下参照。

8) 「論湖南応辦之事」

これにあたり、イギリスに併合された後も「イギリス人の享受する利益はアイルランド人にもみな均霑される」。第二はA国の人々の智がB国の人々の智に劣るが、その後智が日に進み、権が日に進む場合で、インドがこれにあたる。イギリスに植民地化された当初は第五等以上の事業はイギリス人に独占され、インド人は第六等以下の事業にしか就けなかつたが、「近ごろでは第二等以下の事業にはみなインド人が携わっている」。第三はA国の人々の「智が全く塞がれ、権が全く亡んでしまう」場合であり、「非洲の黒人、美洲の紅人、南洋の棕人」⁹⁾がこれにあたり、この種の人々は奴隸にされやがて地上から滅亡してしまうであろうという。

これらの例から分かるように、智に由来する権とは、何らかの意味の「自然権」ではないことはもちろんであるが、いとなれば権益や利権などといった意味に近いといえる。ここでの「権」とは国家の併合などといった実力によって支えられる権限を表しているのである。そしてそのような実力を生み出すのが智であるということから、「権は智より生ずる」という命題が正当化されているのである。

のこととも関係するが、梁の「民権」の第三の特徴として、「民権」の「権」とは地位や職掌に対する正当な権限や利益といった意味をあらわす場合もあるといえる。

そのような意味の「権」は「論中国積弱由於防弊」に典型的に現れている。そこでは中国の官制の変革を「防弊」という視点からたどることで、その変遷が常にある官に権が集中すること（専権）を恐れるあまり権を次々に下位あるいは地方の官へ委譲していく過程として捉えられている。

地は人を積みて成り、國は権を積みて立つ。ゆえに全権の國は強く、缺権の國は敗れ、無権の國は亡ぶ。全権とはなにか。國の人々が各々その固有の権を行ふことである。缺権とはなにか。國の人々のなかに権のある人と権のない人がいることである。無権とはなにか。権がどこにある

9) 同上

るかを知らないことである。無権はいかにして生ずるのか。はじめは一人が衆人の権を奪おうとするが、衆権が繁雑で大きいゆえに一人の智と力では担いきれず、そのためその権はおとろえ〔糜散墮落〕、ついには喪失してしまう。しかしながら既に衆人が失った権は以前のように回復することができず、こうして権の所在が分からなくなってしまうのである。ゆえに防弊は争権に始まり譲権に終わる¹⁰⁾。

ここでいわれている「譲権」とは天子から部院、督撫、州県、胥吏へと権が委譲されることを指している。「一部の事は尚書と侍郎が互いに譲り、一省の事は督撫が互いに譲り、一国の事は君と民が互いに譲る」。ここでの「権」とは職掌、地位、立場に固有の権力、合法的な力の行使の権利といった意味で用いられている。

すでに述べたように、この時期の民権論は議院開設要求と表裏をなすものであった。その点で、それは日本の自由民権運動と相似形のものであったといいうるし、さきにも触れたように現実に黄遵憲らを介して、先行した日本の自由民権運動が何がしかの影響を与えたという側面があったことは考えられる。黄遵憲の『日本国志』にも、またそれを参照した康有為の『日本變政考』にも維新初期の民撰議院開設要求をめぐる動向がたどられている。そして日本の自由民権運動期の民権論について挙げられる主要な特徴を梁の民権論も共有しているのである。

石田雄は日本の自由民権運動期の「民権」概念の特徴として、以下の三点をあげている。第一に民権は「個人を超越した一つの自然的有機体的一体として実在する」集団全体の権利と見なされる（集団実在論的傾向）、第二に民権は參政権に偏重し「私権」を軽視している、そして第三に「民権の伸張」という考え方方に鮮明に現れているように、それは「政府との力関係によって『伸張』されるべき」ものと考えられている（「実力説」的傾向）という三点である。ここに指摘されている傾向は梁啓超の民権論にも

10) 「論中國積弱由於防弊」

そのまま見出されるものである。石田は、「天賦人権論」は「性法（自然法）論」がその儒教的規範主義による解釈をぬぐいさったところに生まれたものでありながら、にもかかわらずそこに儒教的規範主義との連続が刻印されており、かかる事態を引き起こしている最大の要因は、「法制度を個人の合意によって作為されたものとし、そのことによって法制度を個人の自由と規律（つまり合意による自己規制として）との二律背反を解決するための一つの「擬制」としてとらえようとする方向の欠如」であるという¹¹⁾。

近代への移行を「自然から作為へ」という図式でとらえ、非西洋圏の人権概念が西洋のそれと異なる所以をその図式との関連において説明することは、十分意味のあることであり、中国についてもこの説明は有効であろう。もちろん一概に「西洋」と言っても、そこには社会契約論がかなりな程度ストレートに継承発展を遂げた英仏と、むしろそれへの対抗を糧として国民形成をなし、法実証主義的思考を発展させたドイツとの対照といった複雑な過程があることは無視できないが、ここではそこに立ち入る必要はなく、「社会契約論」的思考を一つの理念型として考えておけば十分である。その上で梁啓超の民権論が、上記のように日本の民権論と同様の「偏向」を有することの原因を考察すると、そこに儒教的秩序観を見出すのは容易いことである。つまり秩序や規範が自然と人間性へと二重に基礎づけられていること、あるいは言い方を換えれば、事実と規範が一体となっており、人がその一部である自然の秩序の中にあらかじめ埋め込まれているという儒教的秩序観こそ、「社会契約論」が不可欠の前提として要請する「自然状態」という想定を相容れないものとして排除している当のものだと言うことができる。

しかしながら、我々の関心は実はそこにあるのではない。ここで問題にしたいのは、明治日本の民権論と清末の民権論との間にそのような類似性

11) 石田 雄『日本近代思想史における法と政治』第2章、第3章

が見出されながらも、同時にはっきりと看取される両者の差異である。ともに同じく民権という言葉を使いながら、そしてそこにこめられた意味に上述のごとき類似性がありながら、明治の民権論にあって梁の民権論にはとんど見出すことのできないものがあるのである。それは「天賦人権」という観念である。明治の民権論のいう「権」が私権ではなく参政権すなわち政治参加の権利を専ら意味していたといいながら、しかしその民権は天賦「人権」、民である以前の「人」の権という観念が支えていたのである。そのことは、福沢諭吉、初期の加藤弘之ら明六社の論者たち、また植木枝盛、馬場辰猪、中江兆民らいわゆる民権家の議論を想起すれば明らかであろう。たとえば福沢は「私権論」で「私権未だ固からずして之を犯す者も犯さるゝ者も平氣なるが如き漠然たる社会に、唯熱して政権のみの事を講ずるは、或は事の前後緩急を倒にするの譏を免れざる可し」と述べて自由民権運動に水を差し、植木枝盛は加藤弘之の天賦人権攻撃に対して、「夫れ天賦人権と云ふものは是れ實に天然の人権を云ふものなり。彼の国家ありて然後にその法律の上に生したるものとは別なり」¹²⁾ と国家以前の権利の存在を強調している。

このように、政治参加要求を主目標に掲げる自由民権運動の民権論の根底には天賦「人権」論が前提をなしていた。それに対して、梁啓超の民権論には「民」権ならぬ「人」権に対する考慮は見られない。この時期の梁の議論の中で天賦人権論に近い議論としては以下のようなものがある。

西洋では、一人一人には自主の権がある〔人人有自主之権〕といわれている。自主の権とはなにか。各々がなすべき事を尽くし、各々が有すべき利を得ることであって、公にして大いなることである〔公莫大焉〕。かくのごとくして天下は平らかになる。防弊とは統治者が権を有し、被治者が権をもたないようにし、一人一人の自主の権を一人に帰することである。だからそれは私だというのだ。しかし権というものは事と利をあわせていうのである。もし天下の人のなすべき事を一人

12) 植木枝盛『天賦人権弁』

が担う事ができるならば、天下の人の得るべき利を一人が享受することができ、君子はそれを行き過ぎだとは言わない。先王はそれが不可能だと知っていたのだ。だから「寡なきを患えず、均からざるを患う」、「君子に 矩の道あり、公を言うことをよいことだとする」といったのである¹³⁾。

「人人有自主之權」とは当時の民権論者が好んで主張した命題であり、また葉徳輝、張之洞らが民権論を批判する際に、キリスト教に由来する誤った命題として攻撃したのもこの命題であった。梁啓超のこの命題に対する意味づけがいかなるものであったかはこの引用から見てとれるであろう。すなわち、「自主の権」とは人がなすべき事と享受すべき利のことであり、君子が人々全員の事と利を担うだけの能力があれば君子一人で担いうるものなのだ。ここには我々が「人人有自主之權」という命題から連想しがちな、各人に平等な譲渡不能な自然権という意味はまったくないのである。ここでの権とは上にも見たような、ある職掌や立場に付随する権限、利権のごときものであって、他人に譲渡可能なものである。このように実体化された権は、国家、社会以前の自然権としての人権とはほとんど関係ないものだといわざるを得ない。

このように梁の民権論は自然権としての権利（right）という概念を全く欠いていた。われわれはここに上掲の石田のように、儒教的伝統の影響を見ることもできよう。しかしここでは、別の側面からこの点を検討しておきたい。問題はこうである、日本と中国の民権論は「民権」という概念の意味についてほぼ同じような理解をしていたのであるが、日本の場合はそのような「民権」を支えるものとして「天賦人権」という観念が確固として存在していたのに対し、中国特に梁の場合には、天賦人権に類する自然権思想を全く欠いたままあれほど強固に民権論を主張できたのはなぜなのか。

13) 「論中國積弱由於防弊」

この問い合わせに対して、われわれは「権」という言葉の形成する磁場の力とでも言う点から説明する事ができるであろう。よく知られているように、日本において right, regt の訳語が権、権利という語に定着するまでにはさまざまな紆余曲折があった。特に福沢諭吉は権義、権理通義、などの訳語を考案しながらも、それらの語では right, regt の意味を十全に表現し尽くせないと感じていた。最終的には「権」、「権利」に落ち着いたのであるが、このとき人々は「権」「権利」という語が西洋語の翻訳であって、従来の「権」、「利」という語の意味に還元できない意味がそこにこめられているという事を間違なく自覚していた¹⁴⁾。それに対して清末の中国知識人の言説には、「権」という語に従来の思想的資源に包摂されない新しい意味があるという認識はほとんど見出せないのである。そのことは、上に見た梁の言説中の「権」が、紛れもなく従来の意味の範囲をいささかも超えていないことからも首肯できよう。つまり彼等が「権」という語や「人人有自主之権」という命題を語るとき、それは、はじめから right とは関係なく、従来の「権」という語が形成する磁場の圈内に完全に収まっているのである。そしてその従来の「権」という語が形成する磁場とは、権力、権勢、権柄、権利（「筍子・勸学篇」にあるごとく権勢と利益という意）と言った概念群によって張られる場に他ならない。そしてそれらに共通する意味は力であり、その力の根拠は人そのものではなく、地位とりわけ国家機構における地位にある。

福沢諭吉は『西洋事情 二編』において right を「元來正直の義なり」と解した上で、さらに「求む可き理」「求めても当然のこと」などと語を連ねて right のもつ「正しさ」という規範的意味を表す工夫をしていた。そこで「権」という語を用いなかったのは、right が「権」という語の形成する磁場には還元され得ない意味を有することを十分に認識していたためであろう。このような right と権のずれの認識は、後に right を権、権利と訳すこ

14) 柳父章『翻訳語成立事情』参照。

とが定着した後にも、「民権」と「天賦人権」という二系統の「権」として、いいかえれば「権力」と「権利」の差として維持されていた。それに対して、梁啓超の用いる「権」には「権勢」「権力」「利権」という従来の「権」の義がそのまま受け継がれていたのである。したがって彼の「民権論」は「天賦人権」という観念に基づけられないまま、君と民の間の権力の配分の問題としてしか現れなかつたのである。かかる民権論において、政治秩序以前にありそれを基礎づける人民の自然権を保証する装置として国家を捉える視点はもとより存在し得なかったのである¹⁵⁾。

2. 日本亡命後の民権論

戊戌政変によって日本へ亡命した後、梁啓超は民権を興すことの重要性を、以前にも増して強く訴え続けた。この時期の梁の多くの言論は、日本亡命後3ヶ月を経ずして発刊された旬刊雑誌『清議報』に掲載されたのであるが、その『清議報』第100号に寄せた文の中で、彼は同誌の特色の第一として「倡民権」を挙げ、「終始この義を唯一無二の宗旨として保持してきた。さまざまな方法を説き、種々の方途を開拓してきたが、いかに主張が多様であってもこの趣旨から逸脱することはなかった」¹⁶⁾と述べているように、民権論はこの時期の梁の言論の主要な中心の一つであったといって間違いない。

しかしこの時期は、梁が明治日本の大量の文献を通じて、初めて本格的にヨーロッパのさまざまな観念、思想に出会い、それによって梁自身の知識や思想が大きな変革を遂げた時期であったことを考えれば、「民権論」もその変革の中で何がしかの変化をこうむっていることが予想される。そしてそこに何がしかの変化が見られるとするならば、そこから逆にこの時期の梁の思想の変化のありさまを捉える上で有力な手がかりを得ることがで

15) 明治日本における権、権利という訳語の成立状況については、柳前揭書および石田雄前掲書参照。

16) 「『清議報』一百冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」

きるであろう。そこで、以下にこの時期の梁の民権論について検討してみる。

2. 1. 「権利」と自然権

まず最初に注目すべきは、この頃から「権利」という語を頻繁に用いるようになるという点である。「権利」という語はこの当時の日本ですでにはほぼ定着していた。のみならず1889年に発布された大日本帝国憲法に用いられた（第2章「臣民権利義務」）ことによっていわば公定の用語となっており、梁がこの語を用いはじめたのも当時の日本における用語に倣つたものだと考えられる¹⁷⁾。しかしこの「権利」という語で梁がイメージしていたものは決して「天賦人権」などではない。このことは彼が「権利」という語を用いている文を見てみれば直ちに分かることである。

試みに外国へ行き見てみよ。甲国の国民が乙国にいる場合、彼が享受する権利はいかなる状況か。乙国の国民が丙国にいる場合、彼の得ることができる保護はいかなる状況か。それに対してわが民がそれらの国においていかなる権利と保護を享受しているか。比較してみると心が痛まざるを得ない¹⁸⁾。

およそわが民が海外の開港場に居ることができるのはなにゆえか。国を持っている民だからである。国家の職務は国民の権利を保護することにある。かつてわが国の政府は民を保護するという職を果たしてこなかった。だから海外に居住するわが国民はその得るところの権利が他國の人よりはるかに劣っていた。しかしそれでも国があるという虚名によって維持していたが、いったん瓜分されれば、前に進んでも立つところがなく、後ろへ後退しても帰るところがなく、排斥され、駆逐され、拘束され、使役され、あらゆる仕打ちを受けることになるで

17) 亡命以前にも梁が「権利」なる語を用いている例もある。たとえば、「湖南時務学堂札記批」に「およそ権利は智慧に依存する。一分の智慧があれば一分の権利があり、百分の智慧があれば百分の権利がある」とある。

18) 「愛國論」

あろう¹⁹⁾。

「国家の職務は国民の権利を保護することにある」という主張は一見すると自然権を前提としているように見える。しかし前後の文を見れば、それはおよそ自然権論に基づけられた主張ではないことは明らかであろう。すなわちここで国家が保護すべきものとされている「権利」とは、何らかの自然状態を想定し、そこにおける人間の生存そのものにかかる自然権を含意するものではなく、現実（自然状態ならぬ列国並立状態）に諸列強の国民が開港場等においてその本国の力に保護されることによって行使している力にほかならない。

ここでわれわれは自然権思想の重要な源泉の一つであるロックの思想を想起してみてもよいであろう。よく知られているように、ロックは誰もが自分の身体と労働に対して排他的権利を持っているということを基礎として、各人の権利、とりわけ所有権を導く。つまり自己が排他的権利を有する自己の身体を用いて労働を付加した成果に対して、彼は排他的権利を有するとするのである。しかしながら、いかなる生産物（開墾された土地も含めて）も人の労働のみから生ずるものではない。労働を加えるべき対象として、いまだ誰の所有権も確定していない資源（たとえば未開墾の土地）があらかじめ存在していることが必要である。ロックはそれを万人の共有財とみなし、上記の排他的権利が主張できるのは「他の人々にも共有財が十分なだけ、同じようにたっぷりと残されている」場合に限るとの限定を加えている（『統治論』）。かかる場合にかぎって、ある共有材に個人の労働が投下されて排他的権利が認められても、それによる共有材の減少分がゼロと評価することができるからである。そしてまさにこのような、排他的権利がいまだ及んでいない資源が十分に存在するという事態は、梁啓超の時代には想定することができなかつたのである²⁰⁾。

19) 「商會議」

20) ロックの自然権論の前提について、ここではマッキー『倫理学』第8章を参照 ↗

イギリスを先頭とするヨーロッパ諸列強の世界的拡大によって、地球上のあらゆる資源がヨーロッパの諸国家の占有権の下に組み込まれていったのが、19世紀後半のいわゆる帝国主義の時代であった。

ああ、世界競争は今日にいたってその極に達した。その原動力は欧州に発し、疾風が吹き荒れ、電撃がかけめぐるごとく、あっという間に地球全体にあまねく行き渡った。試みに地図を開けば、世界の六大陸のうち、すでに白色人が五大陸を所有し、残るところはアジア一州のみである。そしてそのアジアもその面積の二分の一、人口の四割がすでに白人の支配下に置かれている。……いまやサハラ砂漠の一粒の砂にも所有権者がいるのである²¹⁾。

いまやヨーロッパ列強は残された最後の地域である中国を分割することで、その最後の勢力競争を完結しようとしているのである。

「サハラ砂漠の一粒の砂にも所有権者がいる」現状において、ロックが自然権の主張において前提としたような、特定の所有権者のいない共有材が十分に存在することという条件はおよそ成立しない。国家主体が世界のあらゆる地域で占有権を確保しつつある状況下で、「自然状態」を想定して権利を論ずることにいかなるリアリティももたらしえないことは当然であろう。梁啓超が日本に亡命した後にさまざまなヨーロッパ思想を吸収しながら、「天賦人権」という観念を十分に吸收しなかったように見える（‘見える’のみならず実際にそうだと言ってよい）のは、その意味では何ら不思議なことではない。ロックの時代はとうに過去のものとなっていたのである。

梁が「國家の職務は国民の権利を保護することにある」というとき、國家が保護すべく期待されているのは人民の自然権などではなく、外国人によって排斥・拘束されることのない権利、あるいは外國民が本国政府の力によって保護されている活動と同等の活動をする権利なのである。ここに

した。

21) 「論近世国民競争之大勢及中国前途」

あるのは実定法によって認められた権利のみである。もちろん梁の言説のなかに「天賦人権」論が全く存在しないというわけではない。たとえば彼は『自由書』の中で、深山虎太郎の以下の如き民権論を翻訳紹介している。

民は天より生まれ、天はそれに能力を賦与し、それを豊かにし、もってその生を遂げさせる。ここに民権がある。民権は君もこれを臣から奪うことができず、父も子から、兄も弟から、夫も妻からこれを奪うことはできない。これは魚にとっての水であり、鳥獸にとっての酸素であり、草木にとっての土壤である。ゆえに一人の人においては、この権を保って失わないことが天を全うすることであり、国家においては、この権を大切にして侵さないことが天に順うことである。……民は権とともに起こり、その源は政府以前にある。かの憲法や律令というものはただこの権を維持し失墜させないための手段である。憲法や律令があって後に民権があるのではない。ゆえに国民がみな政府を設けるべきだと言えば政府を設け、廃止するべきだと言えば廃止することができる²²⁾。

翻訳ではあるが、梁の論説のなかで最もストレートに「天賦人権」の観念が現れているのがこの部分である。もちろんこれは「天賦人権」論ではあっても、いわゆる自然権論ではない。つまり、権を「天が人に賦与した能力」と表象することは、個人の生存そのものの基底的条件としての自然権という観念とは齟齬がある。特に、儒教的枠組みを強く残している「天」という概念は、そこにさまざまな内実を盛り込むことによって、自然権論に真っ向から対立する議論をそこから構成することも可能である。「全天」「順天」という、明らかに「伝統的」な「天」観念に沿った議論が形成されていることからも、この言説は全体として「伝統的」な言語地平にあるといえる。そのような「伝統的」な枠組みの中に、政府を人民の意志に基づづけると

22) 「草茅危言」。なお翟新「東亜同文会と清末中国の改革運動（1898－1899）」（『法学政治学論究』第31号1996所収）によれば、深山虎太郎とは『亞東時報』の主筆であった山根虎之助の筆名である。

いういわば「近代的」な観念を接続するという構造となっているのである。

このような「天賦人権」論も梁の言説群の中では、主要な位置を占めているとは言いがたく、彼にとって「権利」とは国家によって保護されはじめて行使しうるようなものとしてあった。先に述べたように、帝国主義的国家間競争の時代に否応なく受動的に巻き込まれた中国の知識人にとって、さらに自身が異国での亡命生活を余儀なくされている者——たとえばこの時期の日本では支那人の内地雜居是非論争が起こっており、「遅れた」敗戦国の人民が異国の方で享受しうる権利が容易に制限されてしまいうることを梁は身をもって感じとっていた²³⁾——として、国家以前にあり国家を左右するような個人の自然権なる概念を空虚なものと感じたとしても当然のことといえる。しかしながら、そうであればこそ逆に自然権論に基づいてヨーロッパ諸列強の行為を批判するという方向もありえたはずである。しかし梁にとってヨーロッパの新思想は自己の思想形成の源泉として、所与のものとして存在していたのであって、彼がヨーロッパの思想を批判するときは、もう一つのヨーロッパの思想に基づいてなされる。中国が帝国主義列強の競争に巻き込まれたように、梁啓超の思考ももはやヨーロッパの外部に出ることがないのである。その意味では彼はこの時点ですでに完全にヨーロッパの内部にあり、中国とヨーロッパとをともに収め比較しうるような視点はそこには存在していない。

2.2. 「民権」と政体の分離

亡命後の「民権」論について検討しておくべき第二の点は、以前に見た君権と民権のゼロサム的対立モデルの変化についてである。先に見たように、かつて梁は中国の歴史を君権と民権との消長の歴史として描いていた。ここには統治権を君と民が分け合うという前提があったのであるが、このような枠組みにおいては、民権を強化することは必然的に君権を弱化させ

23) 支那人の内地雜居問題に対する梁啓超の対応については、吉川次郎「近代の視線——梁啓超における「民」のイメージと政治思想」参照。

ることを帰結するように見える。亡命後の梁は君權と民權の関係についてのかかる見解を完全に清算する。

およそ民權と民主の二者は、その訓詁をまったく異にする。イギリスは民權が最も早く発達し、民政の形態〔民政体段〕が最も完備した国であって、欧米諸国はみなこれを師としこれに倣っている。しかしその現在の女王の安富尊榮たるや天下の第一の幸福者であり、即位して五十年にもなる。……しかば民權を興すことは君主の利であるかそれとも君主の害であるのか。……今や民權の故に（イギリス、日本の）国基が強固で君位が尊榮なることは以前に数倍する。よって保國尊皇の政策は民權を興すことこそ最も肝要である²⁴⁾。

民權と君權が対立関係にあるのではないという認識は、民權と民主政体との直接的関係を切斷することによって得られる。以前の梁は三世説を政体の変遷に結びつけたいわゆる政体三世説によって、各国の政体は多君為政→一君為政→民為政の順に交代するとし、民權の発達はこの歴史過程のうちにあって、それを促進するものと位置づけられていた。民權がこのように政体の変遷に組み込まれているかぎり、民權と君權のゼロサム的対抗関係は必然となる。民權を興すことが必ずしも直ちに民主政体（「無君」の世）への移行を帰結するわけではないとしながらも、それはあくまでもいすれば民主政体へ至るための必須の条件として要請されていたのである。だからこそ梁の民權論は反君權の主張としていわゆる保守派から攻撃されたのである。それがいまや民權の伸張は君權の安定に寄与すると断言することになる。

ここにはもちろん西太后の發動した政變によって、民權振興運動の後退を余儀なくされ、国内での活動の基盤さえ奪われた梁が、光緒帝の復権によって運動のたて直しを図るために、自らの民權論が君權の弱体化を企図するものではないことを訴えなければならないという配慮が働いていたこ

24) 「愛國論・論民權」

とも確かである。しかしそうであればこそ、民権の振興がいかにして君權の安定に寄与するのかを論証する必要がある。そのために彼が依拠したのが、民権と民主政体との関係を切斷するという論理操作なのである。そしてそれは単なる論理操作ではなく、イギリスと日本という格好の実例が存在した。さらに上の引用で省略した部分においては、フランスとロシアも民権を抑圧したために君主が殺害された例として利用されている。

民権を振興することと民主政体へ移行することとの間に必然的な関係がないという認識は、実はそれまでの変法論者たちが主張してきたことであった。「鄭觀応、王韜より湯寿潛、陳繼らのブルジョア改良派に至るまで、殆ど例外なしに民権を主張して民主に反対し、君主立憲を主張し、民主立憲に反対している」²⁵⁾ のである。鄭觀応や王韜はともにヨーロッパ諸国の政体を君主の国、民主の国、君民共主の国の三種類に分類した上で、中国のとるべき道は、議院を開設することによって君民の心を通じせしめることだとする²⁶⁾。すなわち彼らにとって最良の選択は君民共主の国を実現することであった。それに対して政体三世説を前提とした梁は、あくまで最終的には君なき民為政の政体へ移行することを目指していた。それがいまや、将来の民主政体への移行のために必要な過程としてではなく、現在の君權の安定のために必要な条件として民権の振興を位置づけることとなったのである。

さらに注目すべきは、君權が最も安定しているイギリスにおいて「民政体段」が最も完備されているという記述である。君主が存在しているながら「民政体段」が完備しているということは、「民政体段」が君主、民主、君民共主といった統治形態と結びつく概念ではないということを意味している。かつて政体三世説を述べた「與嚴幼陵先生書」や「論君政民政相嬗之理」等のなかに見える「民政」「民為政」にも明確な統治形態がイメージされていたかどうか問題なしとしないが、しかしそこには、「およそ世界は拠

25) 熊月之前掲書153～154頁

26) 鄭觀応『易言・論公法』、王韜『弢園文錄外編・重民下』。

乱から昇平、そして太平へと至る。故にその政は最初は多君から一君へ、そして無君へと至るのである」という記述もあることから見て、明らかに太平世つまり民為政の世は無君つまり君主なき世であると理解されていたはずである。

「民政」といわずに「民政体段」といったところにあるいは、それが君主の有無と無関係であるという認識をこめていたのかもしれないが、いずれにせよ言えることは、もはや民権は特定の統治形態と関係する概念ではなく、いかなる形態の下でも民権の発達はありえ、かつ民権の重要性は特定の政治形態への移行への貢献によって担保されているのではないという認識がそこに明確に現れているということである。

このように民権と統治形態との結合を切斷することができたのには、一つには先にも述べたイギリスや日本という実例の存在が影響を与えているのであろうが、しかし亡命以前の梁もイギリスや日本が民権の発達した君主国であるという理解はあった。したがってこのような認識の変化をもたらした要因は他にもあると考えられる。それは梁の国家に対する新しい認識なのである。

ここで言う国家に対する新しい認識とは次のようなことである。以前の梁にとって国家とは所与のものであった。国家はなぜ必要なのか、国家の存在意義とは何かといった問い合わせる余地はそこにはなく——それに相当するのは、君主の民に対する責務はいかなるものであるかといった問い合わせ——、いかなる形体の国家が最良の国家であるかという問題意識しかなかった。ところが日本へ亡命し、いうなれば国家から追放された立場の梁にとって、それでも国家が必要であると言いうるためには、国家そのものを正当化することが必要となる。そして彼の新たな知的環境となった明治日本では、明治憲法体制の確立過程にあって、まさしく国家を根底から考えようとする議論にこと欠かなかったのである。そのような議論の主流となりつつあったいわゆるドイツ国家学の著作のなかで、梁に少なからぬ影響を与えたのが以下に検討するブルンチュリの『国家学』である。

ブルンチュリの国家学は、その主著である『一般国法学』(Allgemeines Staatsrecht) を『国法汎論』として（その一部を）翻訳した加藤弘之らを通して、当時の日本でも大きな影響を与えていたことはよく知られているし、また梁においてもその国家思想の形成にあたってブルンチュリや加藤弘之が多大な影響を及ぼしていることは周知であろう²⁷⁾。ここで特に『国家論』に注目するのは、梁が日本での定住を始めて半年というかなり早い時期から、『清議報』誌上での同書の翻訳の断続掲載が始まるということからみて、彼の亡命後の新たな思想形成に同書が大きな影響を与えていたと考えられることによる。

『清議報』第11冊（1899年4月）から「政治学譚」という欄目の下、「国家論卷一 德国伯倫知理著」なる無署名の連載が始まる。この連載は以後「国家論卷三」「国家論卷四」と断続的に掲載され、『清議報』第31冊（1899年11月）の掲載を最後に、卷四が完結しないまま途絶えている。『国家論』の原本はブルンチュリの著書『教養人のためのドイツ国家論』(Deutsche Statslehre für Gebildete) であるが、現在の研究では、『清議報』に掲載されたのは同書の平田東助・平塚定二郎による翻訳『国家論』(1889, 春陽堂) を吾妻兵治が漢訳したもの（善隣訳書館刊）に梁が手を加えたものとされている²⁸⁾。

『国家論』には梁の国家思想に影響を与えたと思われる論点が数多く含まれている。目につきやすい重要な論点だけでも、たとえば国家を人為的に構成された有機体であると見なすこと、ルソーの社会契約論に対する評価と批判、三権分立論批判などをただちに挙げることができる。しかしここ

27) ブルンチュリの明治日本における受容とその影響については、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想—「国民」観念の成立とその受容—」(上)(下)、安世舟「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察—ブルンチュリと加藤弘之を中心として—」を参照。山田論文は、梁の「国民」観念形成におけるブルンチュリの影響についても検討を加えている。

28) 狹間直樹「『新民説』略論」、土屋英雄「梁啓超の『西洋』摂取と権利・自由論」(共に狭間直樹編『共同研究 梁啓超』所収) 参照。

でとりあげるのは、政治形体の分類に関する以下のような記述である。

国家形体〔国体〕には異なる名称でも実態は同類のものもあれば、名称が同じでも実態は相反するものもある。ギリシア人の原則によると、主宰官によって国体を判別するが、その変形体についてはどのように判断するのであろうか。今日の立憲君主政治と代議共和政治はともに国民に自由権を付与している。名称は異なるが行政形態は非常に似ているのである。過去の専制君主政治は神道政治と同類であって、（立憲君主政治は、専制君主政治と）名称が（ともに君主政治という点で）同じでも、実態はまったく異なる。現在、政治形体の名実異同を検討するには、アリストテレスの分類を敷衍してこれを補う必要がある。アリストテレスは国家形体を分類するのに主治者を根拠とした。私は被治者によって国家形体を分類することもできると考える。つまり被治者の政治参加の方法と参政権の大小によって国民の状態を定め、政治形体を分類するのである。

こうして被治者による政体分類としてあげられるのが、1. 無自由の国、2. 半自由の国と自由の国で、最後の自由の国はさらに、3. 直接参政の自由国と4. 代議政国の2つに分けられる。そしてこの被治者による4分類は、主治者による4分類——神道政治、貴族政治、庶民政治、君主政治——とは異なる基準によっているので、たとえば同じ君主政治でも無限専制君主政治は無自由の国に分類され、立憲君主政治は代議政国に分類されることになる。

ここに述べられている「主治者」による分類は、梁のかつての「政体三政説」における分類に対応している。すなわち貴族政治が「多君為政」に、君主政治が「一君為政」に、庶民政治が「民為政」にそれぞれ対応するものである。それに対してここで提起されている「被治者」による分類、すなわち民の参政権の有無・大小によって政治形体を分類するという視点は、梁に新しい視界を開かせる契機となったであろう。もはや国家形体を考えるうえで君主の有無は重要ではなく、問題は人民の政治参加（の権利）の状態如何となったのである。さきにあげた「愛國論・論民権」は『清議報』

第22冊に掲載されており、『国家論』の上記部分が掲載されたのはその約一ヶ月後の『清議報』第25冊であるが、前者における民権と民主との関係の切斷という認識を確かなものとするにあたって、『国家論』の提示するこの視点が少なくとも一つの根拠を与えていることは確かであろう。

そして我々の観点からさらに重要なことは、梁の思考の展開が、以前の分類とは別の仕方で分類すること、言いかえれば分割線を引きなおすことをその原動力としているということであり、この思考の運動は梁の「文明」観の転換とも共通し、また連動しているのである。しかし、本稿ではそれについて詳述する暇がないので、この点については別稿で改めて論じる予定である。

2.3. 国家観の推移

さきに述べたように、亡命後の梁啓超は国家の存在意義について明確な認識を得るようになる。

およそ人が天壤に生まれるや、おのおのみな得るべき権利と尽くすべき職分がある。権利とは何か。一人一人が自らその安全を保つことである。職分とは何か。一人一人が自らその安全を謀ることである。国家の存立する所以をたずねれば、人民のために安全を保ち安全を謀ることに他ならない。その意味するところは、一人の力では自ら保つことができないのを國家が保ち、一人の智では自ら謀ることができないのを国家が謀るということである。これが国家の義務である。国家が民のために（安全を）保ち謀ることをしなければ、それは国家の義務を失うことであり、国民が自ら（安全を）保ち謀る事をせず国家の命に待つならば、それは国民の義務を失うことである。

「国家の義務は国民の権利保護にある」に類する表現は前にも見たように「商會議」にも見え、ここで「権利」という語が意味しているものが、国家以前の個人の自然権などではなく、他国民が享受していると同等の権利・権益などであるということもすでに述べた。これは近代立憲主義的国家観

からはほど遠いとはいえる、国家の義務を国民の権利とのかかわりで規定するという認識はそれまでの梁にはなかったものである。さらにここで注目されるのは、国家の義務と対的に、国民の義務という観点が提起されている点である。国民の義務とはしかし何に対する義務なのか。

子が自ら成長し自ら立つことができれば、親は子によって養われる。民が自ら謀り自ら保つことができれば、国家は民によって強くなる。そうでなければ家はかならず没落し、国家は必ず滅亡する。人の子たる者、国民たる者はいかなる道を選ぶべきか²⁹⁾。

つまり子に親を養う義務があるように国民には国家を強くする義務があるというのである。したがって国民の義務とは国家に対する義務にほかならない。

国を愛することは国が強くなることを欲することである。しかし国は自ら強くなることはできない。必ず民智が開けてはじめて強くなれるのであり、必ず民力が集まってはじめて強くなれるのである³⁰⁾。

したがって国民は国家を強くすることに対して義務を負う。国家が国民に対して義務を負い、国民が国家に対して義務を負うという相互の関係は、後の「新民説」で集大成される梁のいわゆる「国家思想」を導くものであるが、ここでこの両者の関係を基礎づけるのに、親子関係を持ち出すにあたっては、国家が家族の拡大したものだという認識がある。

およそ国はみな家族から起こる。西洋の政治家の言に「国という字は家族という二文字を大書したものである」とある。[その意味は、国はすなわち大きな家族であり、家族はすなわち小さな国であると言うことである（割注）] 君は家長や族長であり、民は家族の子弟である。

29) 「商會議」

30) 「愛國論」

国家の起源を家族に求めるという議論はさきの『国家論』にも現れているし³¹⁾、加藤弘之のいわゆる進化論もそれを前提として国家を論じている。梁はそれを受け容れたわけであるが、そこには次節で詳しく見るよう、愛国心を基礎づけるための必要という側面もあったと考えられる。

国民と国家の関係についての梁の議論はいささかの変遷をたどっている。さきにも述べたように、亡命以前の梁にとって国家は所与のものとしてあったゆえに国民と国家の関係という問題そのものが明確に意識に上ってはいないのであるが、ただ君臣関係について以下のように述べていた。

臣とは君とともに事を行うものである。たとえば店を開くということになぞらえれば、君は店の総合管理者〔総管〕であり、臣は店の店主〔掌櫃〕たちである。どうして（臣が）国を去ってはならないという義がありえようか³²⁾。

これは君臣関係において臣が君のもとを去ることができるということを論じたものであり、国民と国家の関係に関する議論ではない。しかしここで梁は、民、臣、君の関係を、店の総合管理者、店主、店員という関係としてイメージしていることは確かであり、かかる国家観は亡命後の家族イメージとは大きく異なる。そして後の「新民説」でも次のように論じている。

国家は会社のようなものである。朝廷は会社の事務所であり、朝廷の権を握っている者は事務所の総弁である。国家は一つの村市のようなものである。朝廷は村市の会館であり、朝廷の権を握っている者は会館の管理役〔值理〕のようなものである。事務所は会社のためにあるのか、それとも会社が事務所のためにあるのか。会館は村市のために設けられるのか、それとも村市が会社のために設けられるのか。論ずるまでもなく明らかである。（国家と朝廷という）両者の性質は同じで

31) 「國家の名はどこから始まるのか。けだし建国の初めは實に一家一族から出る。ゆえに民は一郷の長を父〔家嚴〕のごとく敬い、一族の長を部族の君主のように敬う」（『國家論』第2章「國家の主義」第1節）。

32) 「湖南時務学堂課芸批」（『翼教叢編』第5巻所収）

なく、その大小・輕重は混同してはならない³³⁾。

ここで強調されているのは、朝廷は国家のためにあるのであってその逆ではないということである。したがって、

国家思想を持っているものは常に朝廷を愛するが、朝廷を愛する者が必ずしも国家思想を有しているわけではない。朝廷が正式に成立しているならば朝廷は国家の代表であり、朝廷を愛するのは国家を愛するからである。朝廷が正式に成立していなければ朝廷は国家の賊である³⁴⁾。

と述べる。梁がここで「朝廷」を持ち出しているのは、この時期の梁が立憲君主制を基本に思考していることを示しているが、彼はもちろん共和制国家の存在も認めているのであるから、彼が同じ箇所で「国には朝廷がなくてはならないのはもちろんである」とも述べていることから見て、ここでの「朝廷」とは一般的には「政府」のことであると解することができよう。

いぜれにせよ、亡命以前の梁が、国家を店になぞらえ、また「新民説」において国家を会社に譬えているのに対して、その中間の時期の梁がいわば「家族国家観」を主張していたことは注目されてよい。国民と国家の関係を親子関係としえ捉えねばならなかつたのはさきにも述べたように、愛国心を基礎づけるという必要がそこにあったからである³⁵⁾。

33) 「新民説・第六節 論国家思想」

34) 同上

35) もちろん「新民説」当時の梁にあっても、国家が人群の一形態であり、それは歴史的には家族に淵源しているという認識は変わらず有していたのであるが、そのことは国家と国民の関係を直截に親子関係として表象するということとは明らかに別のことである。

2.4. 愛国心をめぐるレトリック

亡命直後の梁が「愛国心」を問題としなければならなかったのは、いかなる事情によるのかということに関しては、『清義報』に三度にわたって掲載された「愛国論」によって見ることができる。

ヨーロッパ人で中国を論ずる者はみな次のように言う。中国人には国を愛するという性質がなく、ゆえにその勢いはばらばらで、その心は臆病である。どこの国のどの種の人でもその土地を奪いその民を奴隸にことができる。力を持って臨めば、中国人はおとなしく従い、小利をもってさえれば、アヒルのように争ってよってくる、と。彼らは我ら四億人を見ても、あたかも一人もいないかのように見なしている。……その理由を尋ねると、支那人が国を愛するということを知らないからだと言う。ああ、わが四億の同胞の民はこの言葉を重く考えているだろうか。

中国がヨーロッパ諸国に対して「一度敗れ再び敗れ、一度分割され再び分割され、要害を失い、利権を喪い、いまや全国の命脈が保てなく」³⁶⁾なってしまったのは、中国人が国を愛することを知らないからである。例によつて、梁はためらうことなくこのヨーロッパ人の視線を共有しつつ、中国の同胞に訴えかける。愛国心こそ国家の自強のための根本策であると。彼は自らの海外体験を語ることによって、現代において愛国心がいかに普遍的現象であるかを説く。

私はかつて海外に遊んだが、海外の國の民は学校に入學して以降、愛国の詩歌を歌い、愛国の故事を語り、長すれば愛国の真理を講じ、父は子に兄は弟に愛国の事業を奨励し、衣服には愛国の徽章を着け、その集う所は愛国の社といい、飲む酒には愛国の名をつけ、玩具は愛国の記念とし、兵士は朝夕必ず遙かに国王を礼拝し、食事の際にはその國運を祈る。フランスの踊り子は代々の國の仇という理由でプロシアの客をとらず、日本の子供は國の禍という理由でロシア人の贈り物を

36) 「愛国論」

受け取らない。愛国の性は良知に発するゆえに教えられずとも能くし、至情にもとづくゆえに謀らずともみな同じになるのである。

愛国心がいかに世界に蔓延しているかを説くために、見てきたような話をたたみかけるように列挙し、愛国心が人間の性であり、良知に発すると結論づける。愛国心がこれほどまでに普遍的な現象であって、しかも人間の性であるというからには、中国人にも愛国心があるはずである。それなのにヨーロッパ人は中国人には愛国心がないと言うのはなぜか。梁によれば「わが支那人に愛国の性質がないのではない。國を愛することを知らないのは自分たちが國をなしていることを知らない」からなのである。

ここに見られるのは梁が好んで用いるレトリックである。すなわち、まず「中国のいまある弱さは中国人に愛国心が欠如していることによる」という「ヨーロッパ人」の言説を提示する。次に、その「ヨーロッパ人」の言説を支持する事実、つまり中国の外では愛国心が遍在しているという事実をあげ、しかる後に愛国心は人間性に基づく普遍的現象であると論断する。そして結論として、だから中国人も「ヨーロッパ人」のように愛国心に目覚めなければならないとの「啓蒙的」な當為命題を中国人に向けて發するのである。

もちろん、このようなレトリックが正しいか否かなどと問うことには意味がない。間違いなく言えることは、しばしば言及されるように胡適や毛沢東をはじめとした多くの梁啓超の読者が彼の文章に鼓舞され、力を得たとするならば、それはのはまさしくこのようなレトリックの力によるものだったということである。その意味でこのレトリックは間違いなく極めて有効なものであった。しかし我々の関心はこのレトリックそのものではなく、このレトリックが従っているところの理路の方である。言いかえれば、このようなレトリックはいかなる思考によって發動させられているのかという点である。

そのような視点から、ここでの議論をもう一度検討しておこう。ここで

の議論の出発点は「ヨーロッパ人」の中国論であった。これが出発点であるというのは、「愛國論」というテクストがそこから始まっているということと、ここでの議論がまさにそれを根拠として成立しているということの二重の意味においてそうである。しかしだちに問題となるのは、この出発点はいかにして出発点たりうるのかという点である。「中国人には愛国心がない」という「ヨーロッパ人」の言明は、一体どこからやって来たのか＝この言明はどこから出発したのか？もちろん自ら「文明国」を任じ、「文明化の使命」を疑わない19世紀の多くのヨーロッパ人の中国観は、「持続の帝国」「野蛮国」「半開」などの語によって中国を表象するものが主流であったことは確かである。しかしながら当時のヨーロッパの中国論は、決してそのような定型的な言辞に尽きるものではなく、実際には中国を肯定的に評価する議論も少なからず存在し、かなりな程度ポリフォニックなものであった³⁷⁾。たとえば梁も読んでいたとされる³⁸⁾ アーサー・スミスの『中国人の性質』(Arthur Henderson Smith, Chinese Characteristics) は第13章「公共心の欠如」の中で、「一体支那人に愛国心があるかどうか、ということは屡々發せられる疑問である」と提起した上で、以下のように述べている。

1860年英仏軍北京攻撃の際、英吉利軍は山東省で支那人の驥馬を買い、軍用に供した。……山東で雇った支那の臣民が、外国聯合軍のために、最も必要な苦力（クーリー）労働をしたのである。この同じ苦力が捕虜となれば、辯髪を切り、英吉利軍の陣へ送還せられた。これらることは愛国心なり公共精神なるものがたとえ支那に存するとしても、アンゲロ・サクソン人のそれと同じ意味でないことは理解するに難くない³⁹⁾。

37) 19世紀から20世紀初頭にかけてのイギリスのアジア観について、資料を丹念にフォローした最近の研究として、東田雅博『大英帝国のアジア・イメージ』参照。

38) 陳高原「論近代中国改造国民性的社会思潮」参照。

39) 翻訳は白神徹訳『支那的性格』(中央公論社1940) に拠った（ただし仮名遣いは一部変更した）。スミスの原著は初版が1890年に出版され、西洋人の「中国国民性論」の嚆矢として広く読まれた。1896年、博文館より渋江保による部分訳『支那人氣質』が出版されており、魯迅も同書にしばしば言及している。同書が今世紀／

見られるように、ここで問題とされているのは愛国心の有無ではない。ヨーロッパにあるものが中国には欠如しているなどと言う議論ではおよそない。むしろこの記述は自分たちには「欠如」しているような、別様の愛国心がそこにあるのかもしれないという問い合わせにすら開かれている。そのことは同じ章の最後の部分の以下の章句に明瞭に見て取れる。

支那の歴史上の危機、特に王朝の変更がありそうな時には、大胆にして真心ある人が国難に身を投じてきた。そして義侠的に一身を献げ、大義に左袒した。このことはまことに、絶賛に値するものである。かかる人々こそひとり真の愛国の士であるのみならず、又かのような人々が居るということは、支那人が公共心に富む指導者に従って、英雄的な努力に奮闘し得るという動かすべからざる証拠である。

スミスがここで思い描いている「公共心に富む指導者」は恐らく「支那人」ではないであろう。というのもこの本によって彼が発するメッセージの主要な一つが「支那を内部から改革することは不可能である」というものだからである⁴⁰⁾。しかしそのことはここでの問題ではない。重要なことは、ス

- 前半の中国のいわゆる「国民性改造」論争にも大きな影響を与えたことはよく知られている。それに関しては、陳高原前掲論文のほかに、孫玉石「魯迅改造国民性思想問題的考察」(『魯迅研究集刊一』上海文芸出版社1979所収)、劉禾「一個現代性神話的由來—国民性話語質疑」(『文学史第一輯』北京大学出版社1993所収)、Lydia H. Liu(劉禾), Translingual Practice, Stanford Univ. Press, Chap. 2 参照。スミスはアメリカ人宣教師だけあって、同書の結論部分である第27章「支那の実情と当面の必要事」の中で「支那を改革するには、品性なる源泉に到り、品性を清めなければならない。……支那に必要なものは正義である。これに到達する為には、支那が神を知り、人間の概念を一新し、同時に人間の神に対する関係を一新することが絶対に必要である……恒久的に完全にこの必要に応ずるものは独り基督教文明あるのみである」と結んでいる。中国の「国民性」なるものを個々に論じる過程では、スミスは必ずしも一方的に断罪しているわけではないが、それらがかかる結論へと収斂させられていることに、上掲劉禾論文は、スミスの非歴史的言説の暴力性を見出している。

40) 「外部からの力を藉りずに支那を改革せんとする企図は、海中で船を建造せんと ↗

ミスの議論は決して、愛国心は唯一ヨーロッパのみが有するものであって、それが中国に欠如しているといった観念によって整序されとはいえないということである。にもかかわらず梁は、多様ではなく単一の愛国心なるものを仮構し、それを普遍化しつつ、中国にそれが欠如していることを出発点として中国における「問題」を作り上げる。

決して単一ではない同時代のヨーロッパの中国論の中から、ある特定の負荷を負った言説を選び出し（中国人には愛国心が欠如している）、それがヨーロッパ人の「定説」であるかのように提示し、ある普遍化された命題（愛国心のない国家は弱い）を作り上げたうえで、その命題のもとに中国や海外の「事実」を集め、ついにはそれを人間性に帰着させる。ここにあるレトリックは、ヨーロッパの言説によって分節される「事実」を収集し、それを普遍化するべく、人間「性」を構築するという理路によって駆動している。このようなレトリックは、実は梁のナショナリズムを形成する中核的観念である「合群」論や「進化論」においても働いているのであるが、その点については別稿にゆずる。

非西洋圏の「啓蒙的」知識人たちは自国の独立や近代化のために、ヨーロッパから発せられるメッセージを進んで受け容れ（あるいはそれを拒絶するとしても、拒絶の根拠を言語化するために）、ヨーロッパ人の言語を共有し、その視線をなぞり、それによって自国の「問題」を提示し、もって自國の人々を覚醒させるという働きを担った。そのさい、ヨーロッパから発せられるメッセージとは、「進んだヨーロッパが遅れた非ヨーロッパ社会を啓発し文明化せねばならない。そのために、自らの有する普遍的な文明を輸出することが必要であり、それは正当なことである」といった観念をその基調としていた。だからかかる観念が少しも普遍的でも正当でもないばかりか、むしろ自文化中心的で暴力的なものであるということになれば、こんどは「啓蒙的」知識人たちはヨーロッパの共犯者として告発されるこ

→ 試みるようなものであって、空気と水のあらゆる自然法則が相協力して船の建造を不可能にする」（スマス前掲書第27章、白神訳444～445頁）。

ととなる。

「オリエンタリズム」をめぐる議論にここでは深入りできないが、ここで確認したかったのは以下のことである。すなわち、ヨーロッパがアジアを語るまさにそのことによって、アジアを表象することに失敗してしまったとするならば、同じようにアジアもヨーロッパを語ることによってヨーロッパを表象することに失敗しているのである。つまり梁はヨーロッパ人の視線を共有したと言うよりも、むしろそれを単一なものとして積極的に作り上げた。そしてその架空のヨーロッパ像によって中国の「問題」が造られ、その解決のための必要な変革へ向けての力が調達されることとなったのである。

2.5. 国民＝国家論の成立

国民と国家の関係は、子と親の関係の拡大したものであるゆえに、中国人も自分たちが天の下の民ではなく、中国という国家の国民であることを知れば、愛国心は自ずと発現し、そうなってこそ中国の自強が達成されるという図式によって、梁の国民＝国家論は形成される。

哀時客曰く、ああ、国の存亡や盛衰は天命だといっても、どうして人事でないことがあろうか。かの東西の国が日々振興し、わが支那が日々危殆に瀕しているのはなぜか。かの国の民は國をわが國とし、國事をわが事とし、國權をわが權とし、國恥をわが恥とし、國の榮譽をわが榮譽としている。わが國の民は國を君相の國とし、その事、權、榮譽、恥をすべて度外の事と見なしている。ああ、民なくしてどうして國がありえようか、國がなくしてどうして民がありえようか。民と國は一にして二、二にして一なのである。現在、わが民は國をわが國とせず、一人一人が自らその國を持とうとしない。かかる國は滅亡してしまうだろう。國が亡べば人權も亡び、人道の苦しみは計り知れない⁴¹⁾。

41) 「愛國論」

「国が亡べば人権も亡」ぶという表現には、まえに述べた梁の人「権」観が鮮明に現れている。また、民と国とが同一物であるということは、国を知らない民は国民ではないということを含意する。そのような民を梁は「奴隸」とみなす。

民とはその家族の子弟である。ならば人群の初めには民はみな自らを子弟とするはずである。では民が自らを奴隸とするということはいかにして起こるのか。後世の暴君民賊が天下を私して一己の産業となし、よってその民を奴隸とし、民はその威を畏れ、自らを奴隸におとしめ、それが長期にわたって続き、ついには本来の状態を忘れててしまうからである。

戊戌以前の梁の民権論を検討したさいに、我々は梁が「全権」「缺権」「無権」という語を用いて、「無権はいかにして生ずるのか。はじめは一人が衆人の権を奪おうとするが、衆権が繁雑で大きいゆえに一人の智と力では担いきれず、そのためその権はおとろえ、ついには喪失してしまう。しかしながら既に衆人が失った権は以前のようには回復することができず、こうして権の所在が分からなくなってしまうのである」⁴²⁾と記しているのを見た。民が奴隸となってしまう過程についてここで述べられている構図は、この「無権」の生ずる過程に呼応していることが見て取れよう。つまりこれらの図式は、かつては強大であった中国が弱体化した原因を、「一人」の「暴君民賊」の行為に帰し、そこから回復し自強を達成するための出発点を民の自覚に求めるという点で共通しており、かかる図式は梁の以後の叙述の中にも繰り返し現れるものである⁴³⁾。このように戊戌以前と同じ図式の下にありながら、しかし戊戌以前にはなかったのが国民＝国家論である。そして国民＝国家論は彼の民権論にも根本的な変化をもたらした。さきの引

42) 「論中國積弱由於防弊」。本章第一節参照。

43) 梁において「一人」の「暴君民賊」の出現を許容してしまうシステムそのものを問題視する視点がきわめて弱いことは、民の覚醒を第一とする「新民説」の枠組みを強調することと表裏をなしている。

用のなかに「國權をわが權と」するという表現があったが、この「國權」なる概念の登場こそ彼の民權論の変化を端的に表現しているのである。

國とは何か。民を積みて成るものである。國政とは何か。民が自らその事を治めることである。愛國とは何か。民が自らその身を愛することである。民權が興れば國權が立ち、民權が滅べば國權も亡ぶ。

「國とは民を積みて成るもの」という命題は彼の國民=國家論の基礎をなすテーゼであり、この頃から梁の文章中に頻繁に現れるようになる。これに類する表現はたとえば『國家論』にも、「今の文明諸邦はみな民人国家である。民人国家とは、およそ国中の民が合わさって一体となり、自らその理を断じ、自らその意を宣べ、自らその政を行うことである。ゆえに民人の意志がすなわち国家の精神である。……一言で言えば、人民がなければ眞の国家はないのである」「國家とは國民集合の団体である」⁴⁴⁾ とある。「國とは民を積みて成るもの」という命題は、國は民によって形成されるということとともに、民の外に國はないということも含意しており、さきに見た「民と國は一にして二、二にして一」という梁の國民=國家論とほぼ同じ意味である。

梁の國民=國家論が最も直截に語られているのは、亡命後ほぼ一年にして著された「論近世國民競爭之大勢及中國前途」の冒頭第一節においてである。

中国人は國民というものがあることを知らない。数千年来流通してきた言葉には國と家の二文字を並称するものがあるだけであって、國と民の二文字を並称するものがあるのを聞かない。國家とは何か。國民とは何か。國家とは國を一家の私産と見なす呼び名である。昔、國の起源は必ず家族から起つた。一族の長者の中の勇猛なる者が一族を率いて他族と戦い、そうして家を國とした。その權は限りなく、群族を奴隸として使役し、その一家の勢いが失われると、他の家が取つ

44) 『國家論』卷1第2章第1節および卷4第2章

て代わり、暴をもって暴に易え、やむことがない。これを国家と言う。国民とは国を人民の公産と見なす呼び名である。国は民を積んで成り、民の外に国はない。一国の民が一国の法を定め、一国の理を謀り、一国の悪いを防ぐ。その民は侮ることができず、亡びることもない。これを国民という。

ここにあるのは「国民」という新しい概念の誕生である。つまり、それまでは単に「國の民」というほどの意味を表示するにすぎなかった「国民」という語が、国民国家の構成主体としての国民（＝ネーション）という明確に限定された意味を獲得することとなり、それにともなって、国民国家の主体（主権者）ではない民は、もはや「国民」の範疇から排除されることとなった。ところで、亡命以前の梁の論説の中には「国民」という語はほとんど現れていない。梁の論説の中で「国民」という語が頻出しあはじめるのは、亡命直後すなわち『清議報』第一冊冒頭「横浜清議報叙例」の中の宗旨一に「維持支那之清議、激發國民之正氣」と掲げられてより以降のことである⁴⁵⁾。しかし頻繁に用いられるようになった「国民」という語は、

45) 亡命以前に「国民」の二文字が現れているのは、管見の限り、「論君政民政相嬗之理」「変法通議」「論科拳」との2か所のみである。前者は同文中で嚴復の発言として挙げられている一節の中で、「德謨格拉時者、國民為政之制也」とある。ここで「国民」はネーションの意味に解することができるが、現在我々が見ることのできる嚴復の梁啓超宛書簡の中にこの文は見出せず、出所が確認できないので、ここでは留保しておく（当時の嚴復自身の論説の中でもネーションの意味の「国民」という語は、管見の限り見あたらなかった）。後者は「夫人才者國民之本、學校者人才之本、興學所以安國而長民也」とある。ここで「国民」は明らかに「国と民」の意であって、单一の概念ではない。従来、国と民は相対する概念であって、「国民」とはほとんどの場合「国と民」を表していた。たとえば康有為の『日本變政考』卷三に明治4年10月の天皇の勅諭が記載されており、その中には「朕惟宇内列国有開化富強之称者莫不皆由其國民勤勉之力而國民能開智研才致勤勉之力者乃尽其國民之本分也……」など日本人民の意味の「国民」という語が頻出しているが、これに付された康の案文中において、「国民」という語はただ一か所「國民一体」という表現が見えるのみであり、それも、華族が平民と通婚し、士農工商の業を修めるという意味で用いられている。ここでもやはり國民とは（一体）↗

必ずしも明確な概念として構成されていたとは言いがたく、今述べたように、「國の民」というほどの意味合いしかそこには込められていない。たとえば前に取りあげた「國家の職務は國民の権利を保護することにある」という一節における「國民」とは決してネーションではなく、単にある國家の支配下に置かれている人民というほどの意味でしかない。

『新民説』を中心とする日本亡命期の梁の思想の中核に位置する観念の重要なひとつが「國民」であり「國民思想」であることは、誰しも否定しないであろう。中国人民に國民としての自覚とエトスを持たせることこそ「啓蒙家」としての梁の企図の中心であった。だからしばしば言われるよう 「梁は中国の國民の創出を目指した」ということは間違いではない。しかし「國民の創出」以前に、「國民」という概念そのものを近代中国の言説空間の中で「創出」したのも梁であったことは注目されてよい。あるいは、そのままでは「國の民」と読めてしまう「國民」なる語に明確な限定を付与し、人は「國民」に自らなろうとしない限り「國民」にはなれない（そして國民でない人間はみな奴隸であって、そこに中間領域はない⁴⁶⁾）ということを宣言したこと、このことが「近代中国の言説空間」を形成する条件であったとすら言いうる。たとえば近代中国において最も活発な言論が展開

→ となるべき)「國と民」のことなのである。

46) 国民でなければ奴隸であってその中間はないという思考は、前述した「サハラ砂漠の一粒の砂にも主権者が存在する」という認識と通ずる。あるいは、「わが商民は群雄の間にあって、形勢において中立の理はない。進まなければ退き、立たなければ倒れる」(「論商業會議所之益」)という認識にも同一の思考様態が見てとれる。これらの認識をもたらした最大の要因は「自強か、さもなくば滅亡か」といういわゆる「亡群」「亡種」「亡國」の危機意識と言えようが、かかる認識は現にいまあるものがいまあるごとくあるための条件を注視しようとする視線を導き、さらにそれが人にも存在物にもそして形勢という無形のものにも浸透することで、およそいかなる概念もそれが定立されるときには、つねに同時に他の概念に関係し、排除しているという認識をもたらすことになる。ここでは詳述する余裕がないが、梁の文明觀と密接に関連する「十種德性相成相反義」という論説はまさにかかる思考によって生まれたということができる。この点については別項を予定している。

された新文化運動期に「自覚」「覚悟」なる語が多用されたことはその現れである。

このような国民＝国家論の形成にともなった、梁の民権論の大きな変化とは、「民権」と「国権」の関係をめぐるものである。前にも見たように、かつて「民権」と「君権」はゼロサム的対立関係にあった。それが今や国民＝国家論によって、もはや「君権」は「民権」と対立するものではなくなり（民の外に国はないということは、ただちに君の廢止を意味するものではなく、君の超越性を否定するにとどまる。しかしそれによって君はもはや民（＝國）と対抗するだけの独立性を喪失する）、「君権」に代わって「国権」なる新たな概念が導入され、しかもその「国権」は民権との間に、「民権が興れば国権が立ち、民権が滅べば国権も亡ぶ」という関係にあると規定される。国民＝国家を前提とすれば、この関係は一見するところ正当なもののように思われるし、そして現に民権と国権のかかる関係づけは明治日本の民権論者らがつとに主張していたところであることは、福沢諭吉や植木枝盛の著作を想起すれば明らかであろう⁴⁷⁾。

民権と国権をこのように安易に順接させてしまう思考は、従来しばしば明治日本の自由民権運動の特徴あるいは限界として否定的に論じられてきた。確かに、「国家からの自由」こそが（イギリス型）リベラリズムの中核理念であることからすれば、かかる思考はおよそリベラリズムとは無縁である⁴⁸⁾。しかしここで注意しておかねばならないことは、ここで言われている「国権」とは、第一義的には国民に対する統治権ではなく、他国に対する

47) 「国とは本と民の轉った者なれば、国の権を張るには先ず民の権を張らねば本真の国権は張りきれず、民の独立がなければ国の維持も出来難い……」（植木枝盛「民権自由論」），「内国に在りて民権を主張するは、外国に対して国権を張らんが為なり。……故に民権と国権とは正しく両立して分離す可からず」（福沢諭吉「通俗国権論」）など。

48) 石田前掲書および同『日本の政治と言葉上』前篇参照。梁のリベラリズムについては Hao Chang, Liang Ch'i-chao and Intellectual Transition in China, 1890–1907, Harvard Univ. Press pp. 190 以下も参照。

る独立および独立国として当然有するべき権利のことであるという点である。

かの日本は昔は治外の権がなかったが、変法自強を始めてより条約を改正し、ついにはその国権が完全無欠のものとなつた⁴⁹⁾。

梁のこの一文から、「国権」が国民に対する国家権力としてではなく、他国に対する独立を意味する概念として用いられていることは明らかである。したがって、この意味での国権が民権と摩擦・衝突を起こすということは、少なくとも語の定義上ありえない。もちろん外に対して国権を伸張する国家が、国民に対してその力を行使することはありえるし、また現実に頻繁に起こったことであるが、しかしそのさいの力は「国権」に由来するものではないと言わねばならない⁵⁰⁾。

「民権」と「君権」のゼロサム的対抗（「民権—君権」論と呼ぼう）から「民権」と「国権」の連動（「民権—国権」論と呼ぼう）へ、この変化は民権に対する意味づけにおける重要な変化だとみなしうるが、それは単なる民権論の枠内の変化にとどまらぬ、より根本的な変化——力に対する認識の変化——にも対応している。このことを見るために、我々は戊戌以前の梁の「力」をめぐる議論についてここで検討しておかねばならない。

49) 「愛國論」

50) もちろんかかる主張には大きな問題がはらまれている。つまり「国権」を「外」との対抗という側面だけに限定することによって、国家の「内」に対する権力行使から概念的に切り離したとしても、じっさいには「国権」と国家の（「内」なる国民に対する）権力行使が不可分の関係にあることは、ヨーロッパの国民国家の歴史において自明だからである。「国権」を自国の独立という側面に限定することで、国民との間に一定の利害の一致がもたらされるのは確かであるが、それは同時に国家の国民への介入を必然的に増加させる。「民権」と「国権」とをナイーブに順接させる思考の問題点は、それが国家の実体視を前提としていることがある。個人にとって、民権が現前する仕方と国権が現前する仕方とはまったく異なると言ってよい。国家の独立という意味での国権を認めつつ、にもかかわらずあくまで国家は「擬制」であると捉える視点を、このナイーブな民権・国権論は持つことができなかつた。

2.6. 「力」をめぐって

前稿でも述べたように、梁の初期の変法論の中心に位置する『変法通議』における「変法」すなわち制度改革の中心は科挙改革であった。科挙の改革によってのみ有為な人材の登用を実現することができるからである。

変法の本は人才を育成することにある。人才を興すことは学校を開くことにある。学校の開設は科挙を変ずることにある。これらを要するに、一切の成功は官制の変革にある⁵¹⁾。

梁がこのように科挙改革を変法の主要な課題とみなすことのうちには、いわゆる「洋務」運動に対する批判が含意されている。ただし、洋務を批判するといつても、ヨーロッパの諸技術の導入による軍備強化や、そのための富国策が無意味であるとか、あるいは有効でないと主張するわけではもちろんない。むしろそれを実現するためにこそ、トータルな変革（全変）としての科挙改革が必要だと説くのである。

今日、変法を唱える者は必ず初めにはっきりと鍊兵、開鉱、通商を言う。これらはもちろん当然である。しかし、学校によらずして兵を知ることができようか。……

と、鍊兵、開鉱、通商をはじめとして、「その他の庶政、たとえば鉄路、輪船、銀行、郵政、農務、製造などはみなこの類である。思うに、これら一つ一つの事はみな関係していて、万事はみな一つところから出ている」⁵²⁾ ゆえ、その要を治めなければ「百拳して一効なし」となる。その要こそが科挙改革、つまり科挙を学校制度と結合させることによって、これら諸々の事業を担える人材を育成することである。

(いまの制度では、民の)耳目を塞いで彼らを愚かにさせ、手足を縛つ

51) 『変法通議』「論変法不知本原之害」

52) 同上

て彼らを無能にしてしまっている。だからいったん事がおこると、一人も使いものにならない。この点を変えずに、恐る恐るヨーロッパ人のする事を一つ二つ真似してみて、それで自強だといっている。おかしなことではないか、数十年も変法を唱えていながら、利は一つも現れずに弊害が百出し、かえって守旧の徒につけ入れられ、攻撃されるとは⁵³⁾。

だからこそ「今日における自強は民智を開くことをもって第一義となす」⁵⁴⁾のである。

はじめに述べたように『変法通議』では民権についての直接的言及が見られない。そこでは民権を興すことではなく、民智を開くことが主要なテーマであった。しかし、以前に見たように、梁にとって「開民智」と「興民権」とは密接につながっているということは、「権は智に依存する。昔、民権を抑圧しようとすれば必ず民智を塞ぐことを第一義とした。今日、民権を伸長させようとすれば必ず民智を広くすることを第一義とする」⁵⁵⁾という一節からも明らかである。

つまり自強と民権はともに民智を開くことを根本に置かねばならないと主張されているのであり、たとえ『変法通議』に民権についての言及がなくても、「自強」、「興民権」、「開民智」の三つのキーワードは梁の中で不可分の関係を持っている。梁によれば、「洋務」家や従来の「変法」を唱える者の誤りは、彼らの「自強」像には、ヨーロッパの技術の導入はあっても、それを使う人材の育成がなく、「ヨーロッパ人を用いれば、事は多く成功し、ヨーロッパ人を用いなければ、事は多く失敗する」⁵⁶⁾という事態を招いているところにある。それに対して梁の「自強」像には中国の民が自らそれらの技術を運用することが包含されているのである。つまり「自強」には民

53) 同上

54) 『変法通議』「学校総論」

55) 「論湖南應辦之事」

56) 『変法通議』「論變法不知本原之害」

が不可欠であり、民なくして「自強」はありえないという認識が、彼の「洋務」批判の根底にあるのである⁵⁷⁾。

ところで、これら「自強」「民権」「民智」というキーワード群を基礎として構成されている梁の変法論において、頻繁に現れることはないものの重要な背景をなしていると思われるのが「力」をめぐる観念である。そもそも「自強」なる概念が問題化されるところには、アヘン戦争、アロー戦争の連敗以降の中国知識人——「洋務派」「変法派」「守旧派」を問わず——が「強いヨーロッパと弱い中国」という現状認識を共有し、さらに列国を比較、評価する基準の一つとして、国の強弱という面に注目するに至ったことがある。彼らの間の相違点は、いかなる面における強さを最も重視するかというところにあるのであって、強さを求めるという点におい

57) このことに関連して注意しておくべきは、梁はヨーロッパの技術の導入の必要性を肯定しつつ、それらの技術の運用をヨーロッパ人に任せることに警告を発しているという点である。「わが国の新党を開く者はなぜヨーロッパ人の言うことをことごとく信奉して一点たりとも疑わないのか、私は深く疑問を覚える」として、中国の政治に介入するヨーロッパ人が専ら練兵、置械、鉄路、輪船、開鉱を薦め、科挙改革、学校の開設、官制改革、工業の振興や工場の開設、農業の奨励、商務の拡大などについては「ヨーロッパ人が我々のために一言でも言っているのを私は聞いたことがない」と言う。彼はその理由を、前者の事業は十のうち九までが彼らヨーロッパ人のために行っているのであり、後者の事業は「立国の元氣であり、致強の本原である」ゆえ、中国が弱く愚かであることで利益を得ている彼らは当然口にしないのだと喝破する。彼は自らがその助手を勤めていたティモシー・リチャードの「ヨーロッパの役人が中国のために謀っていることは、実は本国の利益を保護しているのに過ぎない」等の発言を引用した上で、「ティモシー・リチャードもヨーロッパ人であり、でたらめにヨーロッパ人を貶めているのではないことは疑いない。それなのにこのように言っているということを、わが政府のヨーロッパ人を雇って報酬を与えている有司たちは考えて欲しい」と述べている（以上『変法通議』「論変法不知本原之害」）。ここには梁が「变じて变すれば变の権は己に握られ、保国、保種、保教が可能となる。变ぜずして变せられれば、变の権は他人に譲られる」（『変法通議』「論不变法之害」）と「自變」を強調することの一つの根拠が表されているとともに、中国とヨーロッパに対する梁の距離のとり方の一つの側面が窺える。

ては、一人の例外もないと言ってよい。彼らはみな中国が他国に対して軍事力において優越することを望ましいことだと考えていた。戦争に勝利することを重要なことだと見なさない者はあっても、戦争行為そのものを、たとえば「義にあらず」といった理由で否定する議論はなかったと言ってよい。『変法通議』等における梁の議論も、もちろん「強いヨーロッパと弱い中国」という対比が前提となっており、これを覆すことこそ変法が必要である所以であった。ただ梁においては、軍事力等の物理的な力の強弱よりも、「弱い中国」を招来してしまっている要因の除去の方がより重要であり、有効でさえあるということが強調されている。彼が「国の強弱は兵にあるが、強弱の所以は兵にあるのではない」⁵⁸⁾ というのはかかる認識に基づく。

それでは梁はヨーロッパの強さの所以をどこに求めていたのか。それについてまず指摘しておかねばならないことは、梁がヨーロッパの強さはたかだかここ百年来のことには過ぎないと捉えていた点である。

泰西の治国之道、富強の原は昔から今のごとくであったわけではなく、ここ百年来のことにはすぎない。官制の改革は嘉慶十七年に始り、……その他一切の保国の経、利民の策が互いに連動しつつ現状に至ったのは、およそみな中国の嘉慶同光年間のことである。思うに、フランス皇帝ナポレオンが暴れまわってより、欧洲はにわかに動力を生じ、それによって改革が起こったのである。それ以前の旧俗は今日の中国と比べてもたいして優れているところはない。……突然に変化が生じたからこそ、百年もたたぬうちにさかんに勃興することになったのである。

現在のヨーロッパの強さはたかだかこの百年のことであって、それ以前は中国とそれほど違いはなかったという主張は、中国も強国になれること、それも今から変法を行えばたちまち強くなれるということを弁証するためになされているのであるが、ここで注目したいのは「動力」という概念である。

58) 『変法通議』「論変法不知本原之害」

る。この「動力」という概念をめぐる議論が、「説動」と題された論説のなかで展開されている。

「説動」は、力に関する梁の数少ない論説の一つである。梁はここで「動力が充満する宇宙」というイメージを描写する。すなわち、小は塵や一滴の水から、大は人の身体、地球、太陽系、全宇宙まであらゆる空間に動力が存在しており、「もし宇宙にこの動力がなかったら世界は崩壊し」てしまうと言う。

あらゆる物には動力があり、すべての動力は無限の世界の自然の公理に本づき、電、熱、音、光は限りなく遍在する動力を流通させてその動きを生じさせるのである。……思うに、動ずれば通じ、通ずれば仁であり、仁なれば関係するすべての事に対して無関心に扱うことはできなくなり、必ずそれらを動かし、通じさせ、つねに新たにする所以を考えるようになる。それが動力の根源である⁵⁹⁾。

前稿でも見たように、梁の変法論の根底には易に由来する「窮則變、變則通」という観念があり、彼自身も「この趣旨をとって『變法通議』を作った」と述べている⁶⁰⁾。梁によれば、變法が可能であり必然でさえあるのはこの「變」の普遍性によるのであり、その變の普遍性は動力の遍在に基づく。そしてこの動力は変化を生み出すと同時に、強さの根源でもある。中国の弱さは、動を否定して柔や静を説く楊子、老子の「柔靜の禍」や、「防民」策によって「(民を) 縛って動力を生じさせない」ことによるのに対して、ヨーロッパではルター、ナポレオン、ワシントンらが「動力を生じさせた」ことによって強国となった。

動力のあるものとないものの存亡は一言で決せられる。私は公理家が次のように言うのを聞いたことがある、生生の道において、動力が大きく速やかであれば、賤種でも良種へと進化することが可能であり、

59) 「説動」

60) 「経世文新編序」

動力が小さく遅くあるいは動力がなければ、文化から野蛮へ、さらにサルとなって絶滅してしまう、と⁶¹⁾。

梁の見るところ、中国の問題は動力が生じていないことのみならず、動力を抑圧する圧力さえもないことにある。

圧力によって動力が生じるというのは、圧力と動力が相反しつつ互いに原因となっているということである。中国ではそうではない。圧力の強さは以前の歐米や日本ほどではなく、柔軟無為の毒が深く人心に入り込み、その結果、圧力も動力もともになくなり、今日の君權でも民權でもない天下となってしまっているのである。

中国では圧力が小さいという認識は、この時期の梁がしばしば表明する「中国には自治の習慣がある」というテーゼとともに、梁の中国觀の一つの特徴をなしている。これは後に中国史における専制の進化を論ずるさいに、「野蛮の自由」、「間接の専制」といった概念として再び現れることになる。

ところで、圧力と動力が互いに原因となっているという認識は、圧力もまた動力を生じさせる要因として肯定される可能性があるという判断に結びつく。そもそも圧力と動力の区別自体が、ここでははっきりとは語られていない。「動力の遍在する宇宙」というイメージは、価値判断から自由な力そのものの肯定ともなりうるのである。

梁にとって、力が正しきものであるか否かということよりも、ヨーロッパの百年前のように、中国においても力を生じさせることこそが主要な問題であって、ここでは力は正しさや義といった価値判断以前の所与として前提されていると言える。力は宇宙に遍在し、あらゆる事物に力が存在するというからには、力を否定したり抑圧することは「自然の世界の公理」に反することに他ならない。中国の弱さはまさに力の否定——それは動力も圧力も無化してしまう——によって招来されたのであって、その要因を除

61) 「説動」

去し、中国が力の回復によって強さを求めるることは「自然の公理」として正当化される。

さきに当時の中国知識人には戦争行為そのものを「義にあらず」などという理由で——つまり戦争という力の行使に対して、何がしかの価値判断を下すことによって——否定するといった議論が現れなかつたと述べたが、戦争も動力の発現の一環であつて、ここにあるのは力に対する価値判断の保留という態度であると言える。「治」と「乱」という従来のカテゴリーから言えば、戦争状態は明らかに「乱」であつて、一般的には否定されるべきものである。しかし、ヨーロッパに対するたび重なる敗戦というトラウマに発する近代中国においては、救亡こそが正しく義であるという、より大きな前提のもとで、力の評価に対する判断保留が可能となつた。

梁はさらに一步進んで、力の遍在を「自然の公理」と規定することで、力を増大させることを正当化する。力を単なる軍事力や富力に限定せず、普遍化することによって、「富強」を指向した洋務家より以上に徹底して「動力」を追求することになったのである。梁のこの傾向を、ハオ＝チャンは「ダイナミズム崇拜」と評する⁶²⁾。このような一般化された力の肯定は、当時の梁と交流のあった嚴復や譚嗣同にも共通して見られるもので、日清戦争の敗北という「力の福音」の衝撃が日清戦後の知識人にこのような「ダイナミズム崇拜」をもたらしたのだとも言いうる。

こうした、ときに後期変法派あるいは戊戌変法派とも呼ばれる日清戦後の発言者たちが、かかる力への崇拜を説くとき、その力の源泉として注目されたのが他ならぬ「民」であった。嚴復が当時の論説で、くり返し「開民智、鼓民力、新民德」を強調していたことは周知であろう。たとえば梁啓超あての書簡においても、次のように述べている。

(『原強』などの著作で) 根本に遡り、詳しく述べて富強について究明しました。民を端緒として、智、徳、力の三者を根本とし、三者が盛んであ

62) ハオ＝チャン前掲書87頁参照

れば富強の効果はおのずと現れるが、三者が衰えれば、たとえ稀代の才能を持った人が懸命に個々の目標を達成したとしても、最終的にはだめになってしまうのです。

巖復は「原強」(修訂稿)でも、「貧民に富国なく、弱民に強國なく、乱民に治国なし」と述べているが、民と国とをこのように結びつけるのは、集合体における単位と全体の関係についてのスペンサーの見解に基づいている。すなわち、スペンサーはその『社会学研究』第3章「社会科学の本質」の冒頭で、「アグリゲートの性質はユニットの性質によって決定される」との命題を提起しており、そこではレンガ造りの建物の善し悪しが個々のレンガの出来によって決まるという例を挙げている。巖復は上記の「原強」(修訂稿)すでにこの点に言及しており、さらにスペンサーの同書の翻訳である『群学肄言』の喻術第3において、レンガの例とともに、スペンサーのこの命題をほぼ忠実に訳し、「このゆえに、群学の端緒はモノの有するものによってトータルの有するものを定めることにある。群の働きは必ずその民によるのであって、両者の間には常に相対応するという公例が求められる」と記している。同訳書に付された「訳余贅語」でも

およそ万物には総と分がある。総はトータルと言い、全体と訳し、分はモノと言い、単位と訳す。筆がトータルで、毫がモノ、飯がトータルで、飯粒がモノ、国がトータルで、民がモノである。社会の変化は無限であるが、一つ一つは小己の品質に基づく。だから群学は分に慎重になるのである。

と、国と民が全体と部分の関係として捉えられること、および全体が部分によって決定されると見なすことが群学の特徴であることを強調している。

したがって、巖復にあっては群学の基本的命題に基づいて、国の性質は民の性質に還元されるということが確言されているのである。梁の場合には、巖復のように全体と部分の関係といった一般的命題を根拠として認識していた痕跡はないが、巖復とのやり取りなどを通じて、民と国を直結さ

藤井：民権論の転換——戊戌前後の梁啓超

せる思考法をとり入れていたと考えられる⁶³⁾。

こうして梁において、中国に動力を生じさせるための力は民から調達する以外にはないという認識が確立する。したがって、ヨーロッパの軍艦をはじめとする兵器を購入しながら、自国の民の力は抑圧しようとする洋務家たちの富強策は、梁からすれば初めから破綻しているのである。

中国の動力を生じさせるためには、民の力を興し、さらにそれらを集約させねばならない。そして民の力を興す手段が民智を開くことであり、より具体的には学を興すことである。

泰西の強さは軍、兵、砲、械の末にあらず、士人の学、新法の書にあり。

智愚の分は強弱の原である。いまヨーロッパ人の音、光、電、農、鉱、工、商の諸学をわが中国の考拠、詞章、帖括、家言と比べてみると、その知るところの簡と繁の差はいかばかりであろうか。

引用の前者は、「読日本書目志書後」からのものであるが、これはもとは『日本書目志』の康有為の「自序」からの引用の一部である。後者は『西學書目表』卷頭の「序例」からの引用である⁶⁴⁾。康有為や梁啓超がこのように日本やヨーロッパの「新学」の書目表をさかんに編纂したのはヨーロッパの書が中国の従来の書よりも「その知るところ」がはるかに「繁」であると認識し、それがヨーロッパの強さの源だと考えていたことによる。

ヨーロッパの強さの源は軍事力あるいは軍事技術にあるのではないとい

63) 部分と全体に関する厳復の議論については、郭国灿『中国人文精神的重建』の第4章も参照。

64) 引用文中の「ヨーロッパ人の音、光、電、農、鉱、工、商の諸学」という表現は興味深い。梁が「西學」をさまざまな分野に分かれた「諸学」として認識していたのはもちろんであるが、ここにあげられている「音、光、電、農、鉱、工、商」のうち前者の3つ、すなわち音、光、電は、さきに「説動」で動力を流通させる媒体としてあげられていたものである。このことから、梁にとって、ヨーロッパの「諸学」の重要な一部分は「力の学」であったといいうるであろう。

う主張に類する表現は梁の変法論の随所にあるのだが、ここで注意しておきたいことが一つある。それは以前に引用した、『変法通義』「論変法不知本原之害」の「国の強弱は兵にあるが、強弱の所以は兵にあるのではない」という発言と、上記の康有為の言との微妙な差異についてである。すなわち康有為にあっては「軍、兵、砲、械」を「末」としていることから見ると、「士人の学、新法の書」は「本」ということになる。それに対して梁においては「強弱」と「強弱の所以」が対比されている。康が伝統的な「本—末」というカテゴリーによって思考しているのに対して、梁はそこからのがれていると言いたいのではない。そうではなくて、梁がここで「所以」という語を使っていることに注目しておきたいのである。「所以」という語はもちろん中国語の語彙として、きわめてありふれたものである。宋学の重要な概念に「所以之故」と「(所)当然之則」の区別があることはよく知られている。後に梁が「およそ天下の事には、大小を問わず、必ずその由つて来る所がある。中国の学者はそれを「所以然之故」と言ってきた」と記すとき、梁はもちろん宋学以来のこの概念を想起していたであろう⁶⁵⁾。本稿では検討する余裕がないが、梁はこの「所以」という語をさまざまな場面で用いており、「所以」の指示するものが一つの次元を形成しているとさえ言いうのである。そしてそのことが戊戌後の梁をして「原因」という語に注目させ、ひいては「文明の精神」という概念に到達させることにもなるのである。

さて、民智を開き、民力を養成しても、それだけで自動的に自強が実現できるわけではなく、民力が集約されなければならない。この問題は、戊戌前後の梁においては「合群」の問題として考察されており、われわれはこれについては次稿で詳しく分析することになるであろう。ただ、ここで

65) また阮元が「但だその当に然るべきを言いて、その然る所以の者を言わない」ことをよしとするのに対して、李善蘭は「西土は蓋し善く其の故を求むる者なり」と批判し、ヨーロッパの諸学が「其の然る所以」の探求によって著しい成果を挙げていることを指摘している。『中国科学技術史下』586頁参照。

藤井：民権論の転換——戊戌前後の梁啓超

述べておかなければならぬことは、この時期の梁は、個々の民が智によつて力を獲得し、そうした民が「合」することで自強が達成されるという順序を想定していたわけではないという点である。そのことは梁の巣復あて書簡の中に如実に表れている。

中国は今日民智が全く塞がり、民情が極端に衰えてしまっています。これを通じさせるには、必ず先ずこれを合しなければなりません。これを合する術については、必ず衆人の視線や心力が最も集中するものを選んで、それを目標として掲げることではじめて合することが可能となるのです。

つまり、民智を開き、民情を復活させるための前提条件が民を合することなのである。ここでいわれている「衆人の視線や心力が最も集中するもの」とは君權、あるいは端的に言って皇帝のことであることは、上記の引用のすぐ後ろで、

たとえば民主などというのは、もとより救時のよき考えですが、しかし今日いまだ民の義が講じられていないので、ひとまず君權を借りて（民情を）転換するほうがよいでしょう。かの（保）教を言う人（康有為らを指す……引用者）も、その意図はこれと同じです。

と続いていることから知られる。

つまり梁の想定する順序は、まず個々の民が民力を養成し、その後に力を獲得した民が合することで国の自強が達成されるというのではなく、まず君權などの中心を確立し、それによって民を合することではじめて民智を開き、民情を復活させることができるというのである。この時点の梁の言説においては「個人の析出」がなされていないと言ってもよい。ここで確認しておくべきことは、戊戌以前の梁の「民智」、「民権」論においては、民は合することによってはじめて民力を獲得することができるのであり、彼が「民智を開く」「民権を興す」というとき、民はあくまでも施策の対象と

して、しかも個々人としてではなく全体として見られ、扱われているということである。国の自強の実現には民智、民力を啓発することが不可欠の条件であるという彼の認識は、しかし同時にかかる啓発は統治階層が主体的に民に対して「群術」⁶⁶⁾を施すことによってのみ可能となるという認識をともなっていたのである。「論湖南応辦之事」で、「民権を興すには、まず紳権を興すべきである」、「今日、民智を開き、紳智を開くのに、官の力を借りることはなお数多い。ゆえに官智を開くことが万事の起点である」と記しているのは、そのことをはっきりと表している。

3. 戊戌前後の「民権」論の転換

以上見てきたように、変法策の中核として「民権を興す」ことの重要性を主張するという点で梁の民権論は一貫、連続しているのであるが、その民権に対する意味づけ、あるいは国家に対する考察の中での民権の位置づけという点においては、戊戌前後の彼の「思想一変」に相即する不連続が見出されるのである。その最も重要な不連続が、国民＝国家論の確立にともなう変化と、力に対する捉え方にかかる変化である。そしてこの両者は密接なつながりを持っているのである。

先に見たように、国民＝国家論の確立にともなう民権論の変化は、なによりも「君権と民権のゼロサム的対抗」図式から、「民権と国権の連動」図式への転換という点に現れている。そして君権から国権への重心の変化は、しかし君権の廃棄を含意するものではなく、君権もまた民権の強化とともに強力、安定化するとされる。すなわちここではもはや民権に対立する要素がまったく排除されている。このことと、彼が国家を家族の拡大体とする「家族国家観」を受け容れたこととは不可分の関係にある。

民権に対立する要素を排除することは、梁の「合群」の要請に由来する。

思うに、外で競争するにはまず内で連結することが必要である。これ

66) 「獨術」と「群術」という語は「説群序」に見える。

もまた事理の自然であり、変えることができないものである。競争する範囲が拡大すればするほど、団結の力も必ずますます大きくならねばならない。そうであってはじめて競争に対応することができる所以ある⁶⁷⁾。

つまり、「外」の諸外国と競争するために、「内」である国においては、連結、団結しなければならない。そのためには、國と「一にして二、二にして一」なる民が合することが不可欠であり、それに対立する要素は排除されなければならないのである。そして民のそのような連結、団結が可能であるのは、民が本来は同一家族に属する子弟であり、「家を自分の家、家の事を自分の事と見なす」ゆえに「およそ家を愛さない子弟がない」⁶⁸⁾ことによるとされる。

このように、民権を興すことの必要性は外國とりわけヨーロッパ諸国との競争力をつけるための自強の策として位置づけられているのであり、その視点は戊戌前後で一貫している。しかし、戊戌以前は、自強のための力は民からのみ調達しうると見なしていたにもかかわらず、その民力を集約するには、調達する側、究極的には「官」の「群術」によると見なされており、そこでは集合的な民の力が対象としてのみ捉えられていた。

この時の梁のイメージはたとえば次のようなものであった。

八股が廃止され、学校が興り、商業、政治、農工業が整っても、上下が正されず、学派が通じ合わず、人心に熱力がなければ、民に智を与えてもその國は國にはなれない。國とは何か。君、官、士、農、工、商、兵がいて、それぞれの目は別々でも視覚を一つとし、耳は別々でも聽覚を一つとする。手足は別々でも心や力を一つにする。力は別々でも一つの事をなす。……心が互いに結び合い、力が互いに重なり、点や線が相交わる、このことを道は違えど帰着する所は一つであると言ひ、これを國と言うのである。

67) 「論商業會議所之益」

68) 「愛國論」

「民に智を与える[智其民]」、「心や力を一つにする[一其心, 一其力]」という表現には、まず官智を開くことを「万事の起点」と見なしていた梁の視角が反映している。また点や線が交わるというイメージで国を表象する点にも、この時期の梁が民智や民力を操作対象として、さらに比喩的に言えばスカラー量として捉えていたことが現れている。そこではたとえば民力が衝突、相克するといった事態は想定外であって、民力が単純に加算できるかのように見なされているのである。

それが、国民=国家論の確立を経た梁においては民や民力はすでに「合すべき対象ではなく、民が自らの利害に基づいて力を養成し、發揮する」という視点が獲得される。それが、「國を人民の公産と見なす」国民が「自らその身を愛する」ことの同義語としての「愛国心」による、国家とは異なる国民の形成である。

我々が、梁の「民権」論が彼の国家観の変化つまり国民=国家論の確立にともなって根本的な変化を遂げたと見なすことの核心がここにある。それは「民権一國権」論によってこそ、民権を興すことが自強の達成の条件であることを十全に説明することが可能となったということである。はじめに見たように、戊戌以前の民権論においても、「全権の国は強く、缺権の国は敗れ、無権の国は亡ぶ」とあったように、国の中の「権」が完全であることが強さをもたらすという認識はあったのであるが、そこでは全権の国が強いことの根拠についての十分な説明がなされていなかった。当時の梁にとって、「権」にはもともと力という意味が内包されているがゆえに、権が完全である国は必然的に強いという程度の認識しかなかったであろう。それが、国民=国家論によって、民権の強さが國権の強さに連動するという認識を獲得し、その枠組みのなかにおいて、民権を興すことが自強のための不可欠の条件であることを説明しうるようになったのである。そのことを梁は「論近世国民競争之大勢及中国前途」のなかで「國家の競争」と「国民の競争」の相違として以下のように述べている。

国家の競争というものと国民の競争というものがある。国家の競争とは国君がその民を他国と命がけで競争させるものであり、国民の競争とは一国の人人が各自の性命財産との関係で他国と競争するものである。……国家の競争は力が弱く、国民の競争は力が強い。国家の競争は短期間であるが、国民の競争は長期にわたる。

国家の競争の例として始皇帝、アレクサンダー大王、チンギスハーン、ナポレオンの例をあげ、

その戦いは一人の戦いであって一国の戦いではない。一人の戦いであるがゆえに、従軍する者はみな命令によってやむを得ず参加させられたのであって、……ゆえにその力は弱い。一人の戦いであるがゆえに、その人物が敗れて死ねば、その戦跡は霧消し影響を残さないから、その期間は短いのである。国民競争はこれと反対である。

「国家の競争」ではなく「国民の競争」が強力であるのは、「一国の人人が各自の性命財産との関係で他国と競争する」からに他ならない。そこでは民の力が、調達の対象としてではなく、自らの利害によって競争するという位置を与えられる。ここでは民力は言ってみればベクトル量として捉えられているのである。つまりそれは統治主体が任意に「合」したり「一つに」することのできる対象ではなく、自己の性命財産を維持するために作動する、方向を持った力なのである。

力を、方向を持った量、つまりベクトルとして表象することは、以下の二つの結果を生み出す。

第一に、以前は力に対して価値判断を施す基準がなく、宇宙に遍在する所与のものとして肯定していたのが、方向というメルクマールに拠ることで、力を評価することが可能となる。それによって得られたのがまさしく「国民の競争」と「国家の競争」との区別である。つまり、国民の競争は「一国の人人が各自の性命財産との関係で他国と競争する」ゆえに強力であるのに対して、国家の競争は「命令によってやむを得ず参加させられ」るの

で弱いというのは、前者の力が国民が自ら行使するのに対し、後者は国家が民に対して力を行使するという、力の方向の差によるものとして捉えられるのである。

このことはさらに、以下の興味深い事実をも示している。ここで例としてあげられているナポレオンによる戦争は、以前に見たように、『変法通議』においては、ヨーロッパに動力をもたらした起点として、むしろ肯定的に評価されていた。それが、ここでは「国家の競争」として、否定的につつ弱い力の例としてあげられているのである。ナポレオン評価に関するこの変化もまた、力をベクトルとして捉えるという認識のもたらした変化の一例と言える。

第二に、力が単なるスカラーではなく、それ自身方向を有するものであるならば、それらを単純に加算することはできなくなる。つまり、以前の梁が民力を合することが自強の条件だと見なしていたとき、民力は全体としてのみ捉えられ、民力同士の衝突や相殺などと言った事態は考慮されていなかった。ところが、個々の民力に方向が備わっているならば、それぞれの民力自身の方向が問題化せざるをえない。現実の状況下ではこれは例えば、「支那保全」を主張し、梁の活動を支援していた東亜同文会という「力」と間にいかなる関係を構築するのか、また孫文らのいわゆる「革命派」と合作するべきか否かといったきわめてリアルな政治的問題として、亡命直後の梁の前にたち現れていた。またこの時期の梁が、ことあるごとに「英明な」光緒帝を称揚し、「愚昧な」西太后を激烈に非難するのは、方向を持った民力を整序するという課題を意識していたこととも無関係ではない。すなわち戊戌以前には「心や力を一つにする」ために「衆人の視線や心力が最も集中する」君主を中心とする統合が正当な「群術」だとされていたのであるが、国民=国家においては、君が君だということのみではそれ自身として国の中で独立した位置を正当に持つことができないがゆえに、「英明」さという属性を帰せられることによって、方向を持った個々の民力を統合・整序する手段として利用されることになるのである。

4. 結びに代えて

梁啓超を近代中国における「民権」論の最も先鋭的な論者のひとりであると見なすことには、だれも異論はあるまい。梁自身も自らが一貫して民権の振興を目指してその言論活動を継続してきたということを何度も確認している。本稿ではその梁の民権論の戊戌以前から以後にかけての連続と不連続を検討してきた。その結果、同じ「民権」という語が用いられても、その意味するところ、および「民権」に連動する諸観念には、無視できない相違が存在することを見てきた。要約すると、第一に、君権—民権のゼロサム的対抗モデルから、民権—国権連動モデルへの変化（そこには民権を政体（統治形態）の移行との関連において位置づける思考から、政体如何と分離して捉える思考への変化も含まれる）。第二に、民権の重要性を基礎づける国家観そのものの次元における変化（民権は君権と対抗するものでありながら、君を中心としてのみ民権、民力の調達、統合が可能となるという認識から、民権は個々の民が自己の利害を動機としてのみ実現・発揮されるという認識へ）。第三に、スカラー量としての民権からベクトル量としての民権への変化（それは力を評価する基準の獲得をもたらす）である。

このように、梁の民権論の変化は、民権に関わる諸概念の総合的な組換えに連動しているものであって、したがってそれをたとえば、戊戌以前の民権論は「上からの」民権論であったのに対して、戊戌位後のそれは民自身を起点とする「下からの」民権論であるなどと言ってしまうことは粗雑に過ぎる。「上」「下」というメタファー自身が依拠する国家観の次元においての差異こそが、主要な断絶であったからである。重要な断絶は「民権」という時の「民」という概念の相違であった。つまり同じく「民」という語を用いていながら、戊戌以前は君に対する民であったのに対して、戊戌以後においては国の部分としての民——すでに見た国と民との関係に即せば、それはマクロコスモスたる国に対するミクロコスモスたる民と言つ

てもよい——を表示しているのである。

このような諸概念の組換えの一環としての「民権」論の変化は、しかし同時に強固な連続性をも維持している。それは「民権」の「権」という語の内包する意味においてである。すなわち、はじめにも述べたように、彼にとって「権」はあくまでその語の「伝統的」な用法を出ることがなかつた。つまり「権」は「利」「益」「力」などと親和的な概念でありつづけているのである。梁が「民権」論の先鋭的な主唱者ではあっても「人権」論者ではなかつたのは他ならぬこの点による。このことはまた梁の思考において規範に関わる考察が十分に展開されていないという点とも関係する。これは梁に限ったことではなく、「伝統的」儒学を対自化することをもって新たな思考を紡ぎ出すことを余儀なくされた近代初期の中国知識人に共通する課題でもある。

「伝統的」儒学は、自然や社会の現状を所与の前提としたうえで、そこに規範的意味を過剰に付与することによって、自然・社会秩序解釈体系を構築する。近代世界に巻き込まれた中国の知識人にとって、かかる体系が、望ましい変化にとっての桎梏として認識された時、彼らは儒学の規範的言明に対して判断を保留し、中国の——種あるいは國の——存続をとりあえずの究極目的とすることを意識的あるいは無意識的に選び取ることとなつた。かくして近代初期の中国知識人にとって、「力」や「強さ」を規範的判断を保留したまま追求する——自強運動——ことが可能となつた。洋務派であれ、初期変法派であれ、あるいはそれらに対して批判的立場をとることによって自己の思想形成をなした梁ら後期変法論者たちにとっても、力や強さをあらためて規範的諸観念に結びつけることは控えられたといえよう⁶⁹⁾。

さきに梁において、民権あるいは民力を方向性を持った力として捉えることにより、力を評価することが可能となつたと述べたが、そこで言う評

69) ただし、あらゆる差異の廃絶を旨とする大同ユートピアを構想する康有為については別個の検討を必要とする。ここでの行論の趣旨から言えば、康有為はそれだけ「伝統的」であったと言うこともできよう。

藤井：民権論の転換——戊戌前後の梁啓超

価とは決して規範的な次元でのそれではない。あくまで「強い力」（国家の力）と「弱い力」（国民の力）という、「強さ」という軸上での評価に過ぎないのである。梁の言説において、規範的認識にかかる議論は、「公」と「私」をめぐる論説に集中的に現れている。彼は伝統儒学における理一氣、本一末などといった概念対立を説明概念として用いることには自制的であったが、善一惡という規範的判断を公一私という概念枠で叙述することの正当性を十分に示しているとは言いがたい。そのことは公一私という概念対が当時の中国知識人にとって、なお有効であったことを物語るものであろう。このことについては次稿で改めて論じる予定である。

＜参考文献＞

1. 梁啓超の著作は原則として、『飲冰室合集』中華書局 1989を使用した。ただし、同合集に収録されていないものは以下のテクストに拠った。

『西學書目表四卷 附讀西學書法一卷』質学会本 1896

「讀『春秋』界說」(『湖南時務学堂初集』1898 長砂刊本より『梁啓超哲学思想論文選』北京大学出版社 1984 所収)

また、『清代学術概論』は、以下も参照した。

小野和子（訳注）1974 『清代学術概論 中国のルネッサンス』平凡社

2. 梁啓超以外の著作

『康有為政論集上』中華書局 1981

『譚嗣同全集（増訂本）』中華書局 1997

『嚴復集』中華書局 1986

『張之洞勸學篇評注』陳山榜 大連出版社 1990

『翼教叢編』台聯国風出版社 1970

3. その他の参考文献

Chang, Hao 1971, *Liang Ch'i-ch'ao and Intellectual Transition in China, 1890–1907*, Harvard University Press=崔志海、葛夫平（訳）1993 『梁啓超与中国思想的過渡 1890–1907』江蘇人民出版社

陳平原、陳國球主編 1993 『文学史第一輯』北京大学出版社

丁偉志、陳崧 1995 『中西体用之間』中国社会科学出版社

董方奎 1991 『梁啓超与立憲政治』華中師範大学出版社

廣島修大論集 第 41 卷 第 1 号 (2) (人文)

- 杜石然他編, 川原秀城他訳 1997 『中国科学技術史下』東京大学出版会
房 德 鄰 1992 『儒学の危機與嬗變——康有為與近代儒学』文津出版社
馮 契 (主編) 1989 『中国近代哲学史・上冊』上海人民出版社
耿 雲 志, 崔 志 海 1994 『梁啓超』廣東人民出版社
郭 国 灣 1992 『中国人文精神的重建』湖南教育出版社
濱 久 雄 1992 『公羊学の成立とその展開』国書刊行会
黃 克 武 1994 『一個被放棄的選択: 梁啓超調適思想之研究』中央研究院近代史研究所
狭間直樹編 『共同研究 梁啓超』みすず書房 1999
Huang, Philip c. 1972, *Liang Ch'i-ch'ao and Modern Chinese Liberalism*, University of Washington Press
石田 雄 1976 『日本近代思想史における法と政治』岩波書店
—— 1989 『日本の政治と言葉 上』 東京大学出版社
蔣 広 学 1998 『梁啓超和中国古代學術的終結』江蘇教育出版社
Levenson, Joseph R. 1959, *Liang Ch'i-ch'ao and the Mind of Modern China*, Harvard University Press
李 喜 所, 元 青 1993 『梁啓超伝』人民出版社
Liu, Lydia H. (劉禾) 1995, *Translingual Practice*, Stanford Univ. Press
馬 洪 林 1988 『康有為大伝』遼寧人民出版社
マッキー 1990 加藤尚武 監訳『倫理学』哲書房 (Mackie, J. L. Ethics Inventing Right and Wrong, Penguin Books, 1977)
小野川秀美 1969 『清末政治思想研究』みすず書房
坂出祥伸 1983 『中国近代の思想と科学』同朋社
—— 1985 『康有為』集英社
佐藤慎一 1996 『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会
上海文芸出版社 1979 『魯迅研究集刊第一輯』上海文芸出版社
スミス 1940 白神徹訳『支那的性格』中央公論社 (Smith, A. H. Chinese Characteristics, New York and London, 1890)
鈴木修次 1981 『文明のことば』文化評論出版
湯 志 鈞 1981 『康有為政論集・上冊』中華書局
東田雅博 1996 『大英帝国のアジア・イメージ』ミネルヴァ書房
王 汎 森 1987 『古史辨運動的興起——一個思想史的分析』允晨文化實業股份有限公司
許冠三 1980 「康南海的三世進化史觀」(周陽山, 楊肅獻 (編)『近代中国人物論晚清思想』時報出版公司 所収)
薛 化 元 1987 『晚清「中体西用」思想 (1861—1900)』台北弘文館出版社

藤井：民権論の転換——戊戌前後の梁啓超

- 山室信一 1984 『法制官僚の時代——国家の設計と知の歴程』木鐸社
- 柳 父 章 1982 『翻訳語成立事情』岩波書店
- 山田央子 1991, 1992 「ブルンチュリと近代日本政治思想——「国民」観念の成立とその受容——」(上) (下) (『都立大法学会雑誌』第32巻第2号, 第33巻第1号所収)
- 楊 肅 獻 1980 「梁啓超與中国近代民族主義——1896—1907」(周陽山, 楊肅獻 (編)『近代中国人物論 民族主義』時報出版公司 所収)
- 安 世 舟 1975 「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察——ブルンチュリと加藤弘之を中心として——」(日本政治学会『日本における西欧政治思想』所収)
- 吉川次郎 1999 「近代の視線——梁啓超における「民」のイメージと政治思想」(『現代中国』第73号 日本現代中国学会 所収)
- 曾 樂 山 1991 『中西哲学的融合——中国近代進化論的伝播』安徽人民出版社
- 翟 新 1996 「東亜同文会と清末中国の改革運動 (1898—1899)」(『法学政治学論究』第31号 同刊行会所収)
- 張 朋 園 1964 『梁啓超與清季革命』中央研究院近代史研究所
- 張 偉 雄 1999 『文人外交官の明治日本』柏書房
- 朱 義 祿, 張 劲 1998 『中国近現代政治思潮研究』上海科学院出版社

Summary

民权论在梁启超戊戌前后的改革论中构成很重要的一部分。自从开始其政治改革论者的生涯，他就主张兴起民权对于中国的改革是不可缺少的要素。经过戊戌政变的动荡后，他的这个论点不仅丝毫没有改变，他更加激烈地高唱民权的重要性。不过我们应该注意，他的民权论在戊戌前后有不可忽视的差异。

本文对梁启超戊戌前后的民权论进行仔细的分析，从而说明他的民权论的由来和过程，并且诠释他流亡日本后的整体性思想变化与其民权论上显现的变化之间的关系。我们主要从以下四个视角来进行分析。

首先，以日本明治时代的自由民权运动中的民权论作为参照系来考察梁的民权论转变的基本含义。其次，对梁的诸多民权论中有关民权与君权的关系和民权与国权的关系的记载进行比较，以说明他的民权论有从君权-民权零和性对立模式到民权-国权互连模式的变化。第三，检讨戊戌后梁所构成的国民国家论对他的民权论的影响。最后，我们将梁的民权论放在他当时所重视的动力论中，从而粗略地论及他的思想体系中规范性判断的位置。